

午前10時4分 開会

議長（島原正嗣君） 皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。ただいまから平成7年第4回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、17番 嶋本五男議員、11番 堀口武視議員からは遅刻の届け出が出ておりますので、報告をいたしておきます。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 重里 勉君、13番 市道貞二君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月19日から12月22日までの4日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日12月19日から12月22日までの4日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成7年第4回泉南市議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方には、年の瀬の何かとお忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、日ごろから本市の発展と市民生活向上のために御尽力を賜っておりますことに対し、心から敬意を表する次第でございます。

今年はバブル経済の崩壊に伴う景気の長期低迷に加え、新年早々の阪神・淡路大震災を初めとする自然災害の発生やオウム事件等による社会不安の増大など、社会的にも経済的にも厳しい1年であったと思っております。

このような中で、日本の新しい玄関口として誕生した関西国際空港は、

開港後はや1年3カ月が経過し、この間、世界の国々との距離を縮め、新たな交流をもたらしつつあり、今後経済や文化を初めとして、さまざまな分野にわたり国際交流が一段と進展するとともに、地域の活性化につながるものと期待しているところでございます。本市におきましても、幹線道路の開通や公共下水道など都市基盤整備も着々と進んでおり、今後はこれらを有効に活用し、水、緑、夢あふれる生活創造都市の実現に向けて決意を新たにしているところでございますので、今後とも格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会には公平委員会委員の選任などの議案13件と、追加として5件の議案を提案予定させていただいておりますので、議員の皆様方にはよろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。何とぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。なお、質問順位につきましては、抽せん順序といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず、初めに6番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

6番（北出寧啓君） 新党さきがけ北出寧啓、ただいまから一般質問に入りたいと思います。とりわけ行政改革については、仮借ない批判を行いたいと思います。これまではイエローフラッグでしたけれども、今回はレッドフラッグを投げ込みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、風邪を引いているので、うつたら申しわけございません。許してください。

日本型政治経済制度が高度資本主義社会の出現の中でその役割を果たしたにもかかわらず、制度が持つ本質的な反動性が時代の要請に反していまだもろもろの権力支配を保有していることに迷走する日本のなぞを解く手がかりが隠されています。

第1に、既に市民的合意を得ているように、追いつけ追い越せ型の高度成長経済は終焉を迎え、地上の生命の存亡にもかかわる新しい循環型経済制度の導入が提起されているにもかかわらず、多国籍企業となった巨大企業を初めとした資本の運動は、相変わらず利潤追求にしか関心を示しては

いません。

第2に、追いつけ追い越せ型経済を牽引してきた中央官僚を制度的手段とする中央集権体制は、その機能を停止し始めているにもかかわらず、官僚たちはいまだ権力に固執しています。実際、中央官僚は外郭団体への天下り以外、地方に下ることはなく、一方、地方自治体は補助金、機関委任事務、許認可権、派遣人事で手玉にとられ、財源的にも、制度的にも、人的にも、中央政府への依存、従属構造を脱し得ません。

第3に、日本の近代工業化のシステムが温存されたまま変化しようとしません。例えば、高度成長を背景で支えてきた画一教育、偏差値教育による効率的な官僚、技術者養成システムも、変化はよどみに浮かぶうたかたでしかありません。

第4に、どのような連合政権をつくろうが、大蔵省を頂点とした強固に根を張りめぐらす官僚制の壁を突破できないという国会議員の地位と能力の衰退と低迷、言いかえれば、左右を問わず理念を見失った議員の資質のなさが、その派手なパフォーマンスにもかかわらず、改革を大幅におくらせています。族議員化、利権議員化は、愚の骨頂であります。事態は、平成の二・二六事件が起こっても仕方がないという状況に陥っています。

こうしたさまざまな制度、領域での反動性に対する変革の願望あるいは期待が大きな地下水脈を形づくっているにもかかわらず、全国的な都市の形成に伴う生産と消費の構造が文化としても制度化され、孤立化し、閉塞した市民が討議と参加の舞台を自己形成できず、いまだ市民的枠組みでの再編、再組織化が起こっていないことに、日本の新たな不幸が、そして日本衰亡の危機が迫ってきているのです。さらには、古代から、近くは明治時代からの中央集権制度とそこに依存する市民の奴隷根性が意識の古層に広く蓄積していることも、日本的市民社会の特殊性としてつけ加えなければなりません。

さて、地方主権時代に全国の都市が地方政府を形成していくには、地方自治体としては、第1に自主財源の確保、第2に政府機構の整備、第3に人員の確保が主要条件です。

さらに、地方政府の一翼を担う議会は、単なる行政監査にとどまらず、地方主権時代のマスタープランを初めとした自治体の基本構想策定、政策提案、あるいは条例制定をも視座に入れた議員活動を展開しなければなり

ません。

また、これは議論の俎上になかなか乗せられてはきませんが、市民自治として、市民の自主的な討議と参加、つまり市民参加型政治の土台づくりが求められます。この点、市長いかがでしょうか。

さて、第1に行政改革について。

本年度、泉南市行財政改革推進本部が設置されましたが、これといった成果については、正式な報告を受けてはいません。聞くところでは、1回開催されただけで後がないとのこと、これは一体どういうことでしょうか。市長の手腕が問われます。市長は職員のためにあるのではなく、市長を首長に仰ぐすべての職員が市民の奉仕者であることをくれぐれも忘れないでいただきたい。地方公務員法第30条にも、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあり、昭和51年度の通達では、汚職防止に関連して、公務員に必要な資質を基本的に欠くと認められる職員については、適時厳正な措置をとる、となっています。ともかく、話は来年度持ち越しということではなく、今何ができるのか、少なくとも財源、機構、人員についてどのような展望を持たれているのか提示していただきたい。

付言すると、昭和63年の綱紀肅正では、年未年始を控え、職務上、利害関係にある業者との接触に当たっては、会食、贈答、遊戯その他住民の疑惑を招くような行為は厳に慎むよう、とあります。このたがも一部外れているのではないかと思います。くれぐれも指名業者などに懐柔されないよう御注意願います。

さて、9月議会での政策提言、ネームプレートを胸につけ、責任を明示するということは実施されてはいますが、まだ全職員に行き渡ってはいないので、さらに周知徹底を求めます。また、部長級の役割を指摘させていただいてから、定例議会での部長級の答弁も多くなり、課長級の管理職研修も行われているとのこと、改革の一步として期待します。

また、市行政の停滞を許さないための定例議会への全課長級の待機という悪習の是正も実行されつつあります。

一方、本年度、民生部が健康福祉部、市民生活部に機構分化されたのに、いまだ表示プレートが民生部になっているとかを見ると、どこまで機構改

革が真剣に考えられているのか、言い換えれば各部の職員に行革構想がどこまで徹底され、自覚されているかについて、いささか疑問を持たざるを得ません。

私は3月議会で、公債費負担比率は警戒ラインの15に近づきつつあり、公債費比率は財政構造の健全性を脅かさないと言われる10%をはるかに凌駕する17%となっています。経常収支も100を超え、財政破綻は目に見えています、と指摘し、投資的経費の削減から始まって、歳入歳出構造の改革、行政機構の見直しと再編、さしあたっては現在の職員の質の向上並びに事務経費、維持管理費の節減、事務の簡素化・効率化、合理的な人員配置を提案しました。現状報告をお願いいたします。

職員数は、平成に入ってから100人以上の増加です。私は議員になってから繰り返し、大量の職員採用にクレームをつけてまいりましたが、聞き入れませんでした。今、この人件費の増加を分析すると、平成元年の38億円から平成6年の57億円と、その額は1.5倍にも急増しています。

この結果、経常一般財源に占める人件費の割合は、50%を超えています。このことは平成元年度以降の職員の大量採用の結果生じてきたものであると思われまます。本年度採用分からは、府の勧告、財政危機ということで平成年度としては初めて大幅な削減がなされ、ことしに至っては、採用試験では上級、初級、現業職とも1名ずつという最悪の事態に直面しました。この不況時にこそ優秀な職員の採用ができるのに、これまでの放漫採用の結果、みすみすその機会を逃してしまったわけです。さらに、採用人数の年度格差が将来の市役所運営に支障を来すことは目に見えています。現職員の方々には、この景気後退の中、結果的には若く優秀な人材を排除して自己の位置が保たれていることを肝に銘じ、一層本市の発展と市民福祉のために全力を傾注することを要請いたします。

昨今明らかになった平成6年度経常収支比率は106で、統計比較すると、大阪府ではワースト5位、全国的に見ても、663都市中ワースト7位です。積立基金は平成6年度で府下ワースト2位の10億円しか残っていません、平成8年度予測では6億円しか残ってこず、来年度は数億円しか使えません。再来年度は全く使えません。起債制限比率も府下ワースト2位の13.6、人件費、扶助費、公債費という義務的経費の経常収支に占める割合は、最悪の75%になっています。その結果、市民のための投資金

は、残された普通建設事業費2億数千万円と、府下一番少ない公共施設整備基金からの取り崩し金2億数千万円を合わせても5億円程度しかできません。

ちなみに、本市の生活保護費総額は、人数がかなり減ったとはいえ6年度では11億円、老人保健費で36億円かかっています。これでは、本市は一部の市民と職員のための市役所であり、地方公務員法30条に言う全体の奉仕者にはほど遠いと言わざるを得ません。

議員である私がこれほどの危機感を持っているのに、一体行政当局はどのような危機感を持っているのでしょうか。親方日の丸では済まされません。これは、地球規模での環境破壊の進行が情報としては市民の頭に入っているのに、それを他人事のように済ませている状況と酷似しています。

平成6年度、7年度当初予算は、基金を取り崩すことによって財政危機を先送りし、急場をしのいできました。既にわかっていたことですが、もはや基金は枯渇しています。投資的経費の削減どころか、それすら捻出できかねる事態が来年度は確実に生じてくるでしょう。緊急事態の対応策について市当局はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

3月議会で市長は扶養手当をカットしましたが、現在の財政状況を考えるならば、管理職手当の凍結やそのほかの手当の見直しについても、検討すべきではないでしょうか。

さらに、重要な問題として、議論のある時間外勤務についてはどうなのか。民間企業の残業が極端に減り、それをローン返済に充てていた家庭の不幸は枚挙にいとまがありません。本市では何のチェックも入れられていません。もちろん、事業原課に見られる業務の甚大さなどは考慮されるべきでしょうが、今まさに各種業務の労働の質が問われなければなりません。つまり、残業を初めとする各種労働がのらりくらの惰性的進行か、必要不可欠なものなのか、それを市当局は精査しなければならないでしょう。また、ここには職員の適正配置の問題も深くかかわっています。

また、就業時間中の、いかに手持ちぶさたとはいえ、業務に関係のない読書をするとか、市民を無視して雑談するとかは、批判されるべきでしょう。正当性に乏しい長期病欠、昼寝などはもってのほかです。

また、アルバイト、嘱託員の問題も手つかずでは済まされません。どここの課は暇だからそこがいいなどは、もはや通用しません。かつてアル

バイト等に、市民サービス、市民に仕えるということを指導したことがあるでしょうか。あるいは不要な出張がないか、出張時の入員の削減はできないか、それらについてもお聞きします。

さらに人事問題の重要なこととして、各次長、参与、参事等の管理職の職責が不明確だということです。課長、係長、係員が業務に追われている中で、これらの指揮系統を外れた管理職は、ほとんどこれらを支援する職務を持たず、挙手傍観の体です。一見、手持ちぶさたの次長、参与、参事等の職務とは一体何なのか。中央省庁は、同期生が局長になると残りはすべて退職していきます。もちろん、天下り先があるということもあります。本市では、同世代が管理職になると、能力と関係なく同じように管理職につかせるというあしき慣習に毒されているのではないのでしょうか。しかも、責任のある地位で身が持たなければ、あたかも避難所のごとく責任のない管理職の役職を提供する。これでは市民に対する冒涇です。

翻って、行政改革、とりわけ機構改革や人員配置、市のマスタープラン策定、徴税行為、各部課横断ネットワークのシステムづくり、課員の活性化、情熱の付与など、問題意識があれば山のように仕事は発見されるはずですが、そうしたことは見えてきません。こうした管理職は、この際行革の対象として、明らかに不必要な部署については廃止すべきだと思いますが、責任のある回答を求めます。

また、かねがね指摘してきましたが、本市の委託業務の多さには辟易します。数百万円から数千万円に及ぶ各種調査が、ほとんど職員の格好の訓練の場であるにもかかわらず、すべて官僚の天下り団体、事業所に委託される。これでは有能な職員は育ちません。職員の有能さがすべて個人の資質による、では済まされないのです。市民のための行政を行うには、職員の育成のための制度的保障がなければいけません。答弁を求めます、

さらに、徴税率の悪さでは本市は群を抜いていますが、徴税の方法について、言葉だけの「努力します」では、議員も市民ももはや納得できません。つまり、財政危機下での納税の不平等です。とりわけ、100%税徴収をされているサラリーマン層の怒りはおさまりません。本市でもさまざまな圧力団体が利益誘導型政治を追求している現状で、運動公園、くつろぎ空間、夜間図書館、文化事業など、サラリーマンを筆頭に働き盛りの人々のための施策が貧困な本市では、とりわけ徴税行為を強化していただき

たいものです。現状の報告をお願いいたします。

また、特定の団体、人の公共施設の賃貸料、使用料の低額さも、今後見直されるべきでしょう。家賃が1,000円とか、特定の団体の使用料が無料だとかは、市民感情としても余りにも不合理です。

さらに、新たな財源としての産業構造の転換、新規産業の誘致についても、財源確保には不可欠です。この展望をもお聞かせ願います。

9月議会では、文化センターや図書館など庁外施設の機構統合について言及しましたが、総括的に機構改革の一環としての機構統合についての考えもお示し願います。

さて、各市の議員定数削減の全国的な流れも踏まえ、市当局だけに行革を求めるわけにはいきません。議員定数の削減も改めて提案していきたいと思えます。

第2点、開発行政について。

桜ヶ丘の東部の傾斜地が地すべりを続け、今なお危険な状態にあることは、行政当局には周知のことでしょうが、昨今、そのすぐ横に開発業者による整地が行なわれています。擁壁もなく仮排水路もない、一切の流土どめもない宅地開発が、いつ、どこで、なぜ許可されたのか、お答え願いたい。

開発許可ということであれば、一般に条件としては、工事進行中は土砂を施工区域外に流出させないような沈砂池、流土どめ等を適当に配置し万全の措置を講ずるとか、あるいは工事施工中は雨水を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないような管理を適正に行う、などが明記されているはずですが、こうした違法行為に対してどのような行政措置をとっているのか、お示しいただきたい。

また、桜ヶ丘の地すべり対策について、府との協議の進展状況もお示し願います。

りんくうタウン整備について。

今、国体球場建設工事が急ピッチで進んでいますが、現在の面整備の進捗状況並びに国体以降の多目的運動公園の範囲とその使用目的についてお答え願います。

国体会場の種目がソフトボールに限定されていますが、国体後は各種ス

ポーツに、参加人数、利用状況を考慮した上での面配分をお願いいたします。屋外スポーツとしては陸上競技、サッカー、ラグビー、野球、ソフトなどがありますが、現在の競技場で決定的に欠けているのは陸上競技場です。また、市体協所属団体は俵池公園や各学校を使用するとかで、辛うじて練習が行われているという状況です。しかも、俵池公園などは、そのことによって、公園であるにもかかわらず一般市民がくつろぎや運動に使えないという事態が発生しています。

こうした状況をかんがみ、少なくとも1面は陸上競技、サッカー、ラグビーの使用に、1面は野球、ソフト等に重複使用を避けて整備するべきでしょう。また、今後の大会をも考え、試合時には2面が同時に使えるような手だても必要です。テニスは大会使用ができるように、4面以上の面が不可欠です。

さて、国体球場整備に続いての野鳥園の策定について、その自明の前提である埋め立てが行われていません。大阪府は雨水幹線、下水道の整備による大里川に流入する総水量の削減がないと暗渠の縮小ができず、埋め立てられないとの言い方を変えません。男里川沿岸の工場排水の下水道への排出も料金が折り合わず、行政も強制措置をとれずで難航し、雨水幹線もやっと南海本線を工事通過できるところに来たにすぎず、このままでは市長の明言した国体後に工事着手できるとは思えません。野鳥園は再三再四指摘してきたように、埋め立て同意による共存共栄の道の数少ない1つとして提案し、そして策定されたものであり、また地域住民から近接する海を奪い、かつ嫌悪施設の誘致に伴うおくればせの補償ということからも、とりもなおさず埋め立て着手という政治的判断に基づく優先執行がなされなければなりません。行政の姿勢を問います。

文化行政についてお尋ねいたします。

時代の転換点で、分権化、国際化、文化化が問われている中で、文化行政の果たす役割を原課の課長、係長級は、その役割をどのように考えているのか。その事例として、文化センターの自主事業の内容と、それが立案されてきた政策過程についてお尋ねします。これが1つ。

また、図書館が火曜日については平日扱いするようになったことは、制度的観点からは評価できますが、一番の納税者である一般勤労者、とりわけサラリーマンのために夜間開放を行うことは、市当局の使命ではないか。

例えば、時に午前中と入れかえるとかは考えられないでしょうか。政策の公平性、納税者に対する義務としての夜間開放をどのように考えるのか、お答え願います。

特に、私の調査範囲では、図書館長に具体的業務はほとんどなく、文化センター、図書館の館長を統合するだけで館長の給与が節約でき、それだけでも単純に 5 人の職員が配置できるわけです。そのことで夜間開放という市民サービスが十分できるのではないかと。とりわけ財政危機と、それも経常経費の 5.2% が人件費という過剰人員の中で、行革もかけ声倒れという体質は、民間企業がその存続をかけてリストラを実行している中で、市民の厳しい批判にさらされても仕方がありません。公務員は、全体の奉仕者との地公法に反して、市民を犠牲にして職員を優遇するといった姿勢は、断じて許せません。

さらに、図書選定の政策過程がどうなっているか、大阪府の指示によるのか、本市が独自に選定しているのか、また選定に当たって本市のどのような諸階層を主に考えているのかを説明していただきたい。

最後に、環境行政について。

9月議会では、行政側は、本市の植物分布の調査はやっておらず、わからないとの答弁でしたが、その後私が調べてみると、教育委員会発行の「泉南の植物」が20年ほど前に出版されていました。そこには金熊寺の信達神社、男里の男神社、男里川河口などの貴重な生態分布が克明に記述されています。簡単に言うと、本市の環境行政は全く機能していなかったということをはっきりと示すにすぎません。

しかし、これまでのことはもはや不問にいたします。いずれにせよ、9月議会では、市域の生態系の分布及び環境破壊に関して、現状把握と今後の対応を考えたいとの答弁、その進展状況を説明していただきたい。仮に進展がなかったとして、今後酸性雨による広範囲の植物の立ち枯れなどが起こることなどを考え、どの部署を本市の生態系の調査や自然保護の管轄にして、そうした業務を果たそうとするのか、明確にしていきたい。

時間の都合上、一部割愛いたしました。理事者側からの答弁を求めます。
議長（島原正嗣君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 多くの質問がございましたが、私の方から市民参加型

政治による土台づくりという点と、それから行革の基本政策という部分についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、1点目でございますが、市民参加型政治の土台づくりについて御答弁を申し上げます。

近年、市民のライフスタイルの変化や女性の社会参加の進展、高齢化の到来などにより、行政に対するニーズがますます増加しており、これら社会経済情勢の変化に対応していくためには、住民の多様なニーズに即応した行政サービスの推進が求められているところでございます。

こうした中で、市の行政に携わる者として、行政の各分野にわたり生活に密着したきめ細やかな施策の推進と、行政全般にわたっての市民参加による開かれた市政の実現を目指しているところでございます。

この一環といたしまして、市民の皆様の声を直接お伺いするために、本年度より「おはよう対話」を初め、各地域での地域懇談会を開催させていただいております。ことし5月の西信達地区を皮切りに、ほぼ1年をめぐりに一巡する予定となっております。

また、本市ではごみ問題に対するモニター制度の活用でありますとか、各種審議会あるいは各種懇談会、また市民参加によるまちづくりとしての地区計画制度の導入や、最近では農住組合によるまちづくりなど、市民が直接あるいは能動的に市政に参加することによってのいろいろな形での参加につきまして実施をいたしているところでございます。

なお、今後ともさらにいろいろな角度からのこの市民参加型政治の土台づくりということを考えてまいりたいと存じております。

次に、行革の基本政策でございますが、地方分権の推進が時代の大きな流れとなっている今日、住民に身近な地方公共団体の果たす役割はますます重要となってきており、また行財政を取り巻く環境は、極めて厳しいものとなっております。

このような社会経済情勢の変化に対応していくためには、簡素で効率的な行政システムを確立することが必要であると考えております。つまり、行財政運営の基本方針は、最小の経費で最大の効果を上げることであり、事務事業に適応した組織、機構の見直し等を進め、計画的な人員配置を行うことにより、効率的で能率的な行財政運営が可能になるものと考えております。したがって、行財政改革につきましては、まさに全庁的に職

員全員が目的意識を持ち、取り組んでいかなければ達成し得ないものと考えております。

現在、行財政改革推進本部において検討されている内容の実施につきましては、職員、住民、関係機関等の理解を得た上で積極的に推進しまして、次年度からの予算編成にも反映してまいりたいと考えております。

なお、その一環として、かねがね御指摘いただいております議会等の答弁等につきましても、今回から一般質問に関しましては、市長、助役、そして教育長初め三役、それと部長級で対応するというので、今回から改めさしていただいたところでございます。また、課長職については、直接関係する課については別の部屋で待機をしておりますが、それ以外につきましては市民対応するようにということで、指示を出しているところでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、私からは行財政推進本部の活動状況につきまして、総括的にお答え申し上げたいと思っております。

平成7年5月に設置いたしました泉南市行財政改革推進本部におきましては、作業部会といたしまして財政運営検討部会、企画調整部会、定員管理検討部会と3つの部会を設けておまして、それぞれの部会で今後の財政運営のあり方や使用料、手数料等の見直しによる自主財源の確保、あるいは中長期的な事業実施時期及び今後の行政需要に対応する定員管理のあり方などにつきまして、調査検討を行ってきたところでございます。

これらの検討項目のうち、議員御指摘のように非常に厳しい財政状況のもとでございますので、早期に実施すべきもの、例えば旅費あるいはアルバイト、嘱託の縮減、経常経費の縮減といった予算に反映すべきものが中心になってまいります。こういったものについては、行財政改革推進本部の決定を経まして、8年度当初予算に反映をしていきたいというふうに考えております。

また、あと残っております中長期的な検討項目につきましては、さらに継続的に取り組みまして、できるだけ早い時期にその方向性を決定してまいりたいと考えております。

個別の具体的な項目につきましては、以後担当部局より御答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 行政改革の中で、人事サイドにおきます
検討事項につきましてお答えいたします。

まず、人件費の抑制の問題であります。行政需要の増大する中で、一部の部署によりましては増員を図っていかなければならない要素のある中で、原則的には退職者の補充程度とすることといたしまして、本年度の職員採用から実施しているところでございます。

また、アルバイトや嘱託などの臨時職員等につきましては、基本的には一般事務的要素の強い職員を減らしていくという方向で検討しております。また、時間外勤務につきましては、一定の縮減の努力目標を設定いたしましてチェック体制を強化しながら、縮減が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、職員の出張旅費につきましては、管外出張は可能な限り日帰りとして、必要最小限の人数とするよう徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、管理職手当等につきましても、検討課題としていただいておりますが、以上述べました改革案につきましては、市民サービスの低下につながることを十分留意しながら、来年度より具体化できるよう現在鋭意検討を重ねているところでございます。

次に、職員の資質の向上と効率的な人員配置についてでございますが、市民の要請に十分こたえていけるよう、さらに自己研修の啓発と研修機会の提供に努めていきますとともに、適正な職員採用計画のもと、合理的な職員配置に心がけてまいりたいと考えております。

また、参与、参事等のスタッフ職におきます職務分担の問題や機構改革の検討につきましては、今後行革を進める中でそのあり方につきまして十分検討を行い、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 財政の関係につきまして若干御答弁を申し上げます。

議員御案内のとおり、公共施設整備基金を中心といたしました基金から5年度におきましては22億8,310万2,000円、また6年度では13

億2,690万円を充当いたしてきたところでございます。その基金の現在高も残り少なくなってまいりまして、予算編成に大変苦慮いたしているところでございます。

したがって、当面財政危機に対応するため、新年度当初予算編成におきましては、先ほど助役からも御答弁申し上げましたように、行財政改革推進本部の一定の方針を踏まえまして、管理経費の節減を図りながら行政サービスを低下させることのないよう、予算内容を十分精査検討いたしまして、収入の見込める財源の中で、その財源の計画的、効果的な配分を心がけ、最小の経費をもちまして最大の効果を上げるように一層努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） それでは、私の方から財政問題のうち、徴税率の悪さ、徴税行為の現状報告についてお答えさせていただきます。

市税徴収率の低さは、北出議員がお示しのとおりでございます。このような状況に対応すべく、去る11月1日をもちまして市税収納推進検討委員会を発足いたしました。これをもって全庁的取り組みといたしまして、臨戸徴収を助役を初め部長級以上と納税課員全員が対応いたしまして、12月1日から実施いたしております。連日5カ班を編成し、12月26日までに500世帯程度の訪問ができるものと考えております。さらに、口座振替を奨励するため、説明書及び申し込み用紙を納税世帯全戸配布を現在準備いたしております。

そのほか、納税相談等を実施するなど、徴収率の向上に対するさまざまな手法を当委員会において検討していただいているところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松田事業部参与。

事業部参与（松田栄一君） 私の方から、開発行政と開発における市の対応ということで御質問にお答えさせていただきます。

当開発につきましては、昭和49年に開発許可がおりておりまして、長年にわたって着工せずきょうまで至っておりますが、10月中旬に造成工事に着手しました。しかしながら、許可後21年間も経過しておりますので、現在では開発地の周辺状況が変化しております。このまま開発行為

がなされれば支障があると考えられますので、特に防災面で開発地からの雨水及び土砂流出が問題と思われます。この件につきまして、開発許可権者である大阪府と協議を行いまして、開発区域の周辺地に土砂及び雨水の流出等による被害を与えないように適切な防災措置を講ずることによって、万全を期するように行政指導をしております。

今後も大阪府と連携をとりながら、地元住民の皆様に御迷惑をおかけしないように、引き続き強く行政指導をしまいいりたいと考えております。

次に、地すべり対策についてお答えいたします。

地すべり等防止法に基づく地すべり対策のために、本年度より地すべりに係る関係権利者と調整を行うため、大阪府土木部岸和田土木事務所とともに協議を行っているところでございます。当該地については、開発申請の事前協議の経路の際、府の関係機関の指導を得るように申達したところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

議長（島原正嗣君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） りんくうタウンの整備についてお答えいたします。

りんくうタウン内の公園、緑地等の整備につきましては、現在、来年のプレ国体の開催を控えて国体施設を中心としてその整備が進められているところでございます。国体の競技会場となるサザンスタジアムにつきましては、現在建築工事がほぼ終了し、土木工事は来年3月末に終了する予定でございます。また、下水処理場の敷地の一部利用として整備が進められております南部処理場場内緑地、いわゆる多目的運動広場につきましては、来年5月にあらかたの整備が終わる予定でございます。

国体の開催を契機として、今後これらの施設が市民のスポーツ、レクリエーションの拠点となるよう、御指摘の点にも十分配慮しながら、所管部局とも連携してその運営に努めてまいりたいと存じます。

また、野鳥公園の整備計画につきましては、北出議員から再三にわたって御指摘を賜っているところでございます。私どもといたしましても、貴重な自然環境を保全する趣旨からも、その整備促進について、府の関係機関に対しまして引き続き強く働きかけてまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（中谷 弘君） 北出議員の野鳥公園に関する大里川の水路に対する御質問でございますが、現在、大里川が受け持っております排水区は、面積203ヘクタールに達してございます。この区域の雨水がりんくうタウン内野鳥園整備予定地に設けられてございます仮排水路を通じて大阪湾へ排水されている現状でございます。現在、上流部において雨水幹線の整備が施工中で、おおむね平成11年には大里川の排水区が約80ヘクタールまでに減少する予定でございます。

私どもといたしましても、早期に埋め立てを行えるよう仮排水路の暗渠への切りかえを府企業局と現在調整しているところでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 議員御指摘の文化行政のうち、文化ホールの自主事業についてお答え申し上げます。

文化ホールの自主事業につきましては、今年度につきましては既に催しをやりました落語芝居とかミュージカル等ございます。今後、十分に市民の意見を聞きながらアンケート調査などによりまして、どういうニーズがあるかということ踏まえまして、自主事業の企画に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、図書館の夜間の開放の件でございますが、これにつきましては、勤労者の利用をどう考えるかということで検討いたしまして、土曜日、日曜日の平日の10時から5時までの開館を継続するのが適当であるというふうに結論づけまして、来年度から半日の休館をなくしました。休むのは月曜日の平日という形で、できるだけ働いておられる市民の方の利用時間の延長ということで検討いたしておるところでございます。

それから、どういうふうに図書の選定をしておるかという御質問でございますが、図書の選定に当たりましては、司書が9名おります。それから、職員が2名おります。選定会議を催しまして、どのような図書のニーズがあるかということ踏まえまして、図書の選定をいたしておるところでございます。

現在、一般の図書といたしまして大体54%程度、それから児童図書が少のうございますので、傾向といたしましては、児童図書をできるだけふ

やしていくということで、今年度に当たりましては、40%を児童図書の購入に充てたいということで考えてございます。その他、AVの資料とか雑誌等で6%程度の図書選定を実施しておるところでございます。

それから、さきの夜間開放の件でございますけれども、これにつきましては、近隣のところでやっておるところもございしますが、泉南市の場合、立地的な面とか、職員はそのまま継続して時間延長しなければいけないというようなクリアしなければいけない困難な部分がございますので、当分の間は現行の時間帯で開放していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 環境施策について、本市の生態系と保全についてお答えします。

泉南市の自然保護に関して、泉南市域のみという調査結果はほとんどございません。一部調査した結果がございます。その調査は、泉南自然同好会による調査でございます。

大阪府全体にわたっての生態系と分布でございましたら、泉州自然保護事務所等の資料がございます。今後、市域生態系と分布及び環境破壊に関して、大阪府農林部自然保護事務所等に働きかけ、また各市の状況等を踏まえた上で、本市といたしまして今後の対応を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 竹中部長、簡単に答えていただきたいんですけども、今説明されたことは、私が皆指摘したことであって、それ以上のものではありませんので、ただ私がやっていただきたいのは、どこの部で責任を持ってやってくれるかということの答弁だけで結構なんで、それをお願いいたします。答弁をお願いします。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 北出議員の酸性雨による植物の広範囲の立ち枯れ等の問題、それと自然保護の問題でございますけれども、自然保護に関しますことは、これは事務分掌的には産業経済課の農林水産係がやってございますし、また酸性雨とかそういうような公害的なことの事象になってきますと、これは公害交通係という所管になってございます。本市の

状況といたしまして、各事象、問題につきまして、関係機関が速やかに連携をとりながら対応をしていくという形で、当面对応していくのが現時点では適切ではないか。今の時点で専任の課なり係をつくるということは、今の状況からして難しいということ認識した上で、関係の職員が連携しながら速やかに対応していくという体制を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） それで結構です。人員増大ということは、私も全然要請しておりませんので。

それと、図書館というと非常に申しわけないんですけども、いろんな部署は言いたいんですけど、1つのあり方としてそういうふうを考えていただいた上で、図書館長というのはほとんど機能していないのではないかと。昔は、文化センターと図書館は共通館長だった。途中で分化されてきたと。バブル時代とか予算の総枠がたくさんあるときはいいんですけども、一定見直しに入るべき時期ではないか。その1つとして指摘させていただいておりますけれども、その点についてお答え願ひます。

議長（島原正嗣君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 議員御質問の図書館の館長あるいは文化ホール、1つの施設の中で2つの課が存在するというところで、もう少し効率的なことができないのかというふうな御質問だというふうに解釈をしたいと思ひますが、庁外施設としましての従来のいわゆる社会教育、これを生涯学習の立場から考えまして、将来的には私はやはり適材適所とかあるいは効率化という意味では、機能等考えながらそういう生涯学習の立場から検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしく御理解のほどお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 今後の対応を見守っております。

それと、下水道、野鳥園の埋め立てについてでございますけれども、繰り返し指摘して水かけ論になっている状況なんですけれども、要するに大きな暗渠を築造して埋め立てれば10億前後の金が余計にかかるということで、それはできない、そのために5年、10年待てという話、というふ

うに伺っているわけです。いろんな問題を考察してみると、そういうことに行き当たるわけですね。

私は、例えば樽井漁業組合ですね。船だまり場が今度港に昇格すると。その是非云々じゃなくて、かなり大規模な工事予算が組まれていると思います。泉南市もいろいろそうだと思うんですけども、例えば1つの団体を組めない、法的に保障されてない市民に対する政策というのは非常に弱いのではないかと。それが非常に気になる。

例えば、漁業組合に何十億かかったか、それはわかりませんが、港にするまでには、それも一応報告を受けたいんですけども、たかだか野鳥園に10億足らずの金が出せない。企業局の財政破綻は当然あるわけですけども、我々としては、地域の海が埋め立てられ、遠のいてしまったと。近くに海がないということです。

そういうさまざまな、そして嫌悪施設も入ってきている。私がかねがね瀬戸内法の埋め立て同意の問題に関して、共存共栄から嫌悪施設をそこへ建設するという事で埋め立て合意がなされたという経過の中で、その犠牲者としての地域市民に対してほとんど対応がないと。たかだか5億、10億程度の金が出せない。で、特定の団体で法的に保障されているものに対しては幾らでも政策を出すというふうなことのあり方が非常に問題ではないか。だから、私は繰り返し言っているわけです。その点に対して見解を述べてください。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの北出議員の御質問でございますけども、それぞれ団体でなければ優遇できないとかそういった問題ではございませんで、漁港はやはり漁港なりの機能を今回のりんくうタウンの整備の中でどう図っていくかという中で、一体の整備をしまいたったわけでございまして、野鳥園は野鳥園として整備したいということで、現在取り組んでおるわけでございますけれども、その中でそういう排水の問題が現実に出てまいりまして、その中の対応としまして、非常に財源も厳しい中で現在苦慮しておる、そういう状況でございますが、これは当然、先ほど議員おっしゃったように、りんくうタウンあるいは空港をつくる上において、1つの施策として実施していくものでございますので、大阪府の方とも鋭意強く働きかけをいたしまして、早急にその方向に実現ができるように、いろん

な方策を検討した上で、できるだけ早く実施できる最もいい方法をさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） その問題は、そのぐらいにします。

現在、平成6年度は義務的経費の中の人件費が経常収支比率に占める割合が52%ということで、これは統計的に表を見ますと、毎年着実に増加してきている。この状態を長年放置してきたということに対して、どのようにお考えなのか。あるいは、放置ということが悪ければ、どのような必然性においてこれだけの職員を、通常経常収支に占める割合は4割ぐらい、40%ぐらいではないかと思うんですけども、現在52%と最悪に突出している。この構図は、ここ数年間の過程で特に強行われてきたと。前年度比較等をするとうまくないという危機的信号は常に発せられていたわけですけども、どのような必然性でそういう人事を行ってきたのか。

私は2年前、3年前、50名採用するという事は、これは非常に問題であるというふうに再三指摘させていただきました。結果として問題が出て、そして結果として去年もことしもほとんど採用できないという事態が発生してきていると。この点について、責任ある部署の方の答弁をお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 職員採用につきまして、私の方から御答弁を申し上げます。

おっしゃるとおり、北出議員の御指摘もありますとおり、少し多い目の採用も実施してきたのは、私どもも認めているところでございます。しかし、それにつきましてもその年度年度、やっぱり必要やというようなことで採用も計画したところでございます。これからは、公室の方からも答弁を申し上げたとおり、計画的に財政状況も勘案しながら職員採用計画を立ててまいりたいと、かように思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） あと何分ございますか。

議長（島原正嗣君） 10分までです。

6番（北出寧啓君） 私、一番気にしているのは、行革がとんざしているの

ではないかということでございまして、おしりに火がついてきておりますから、とんざするわけには済まされないでしょうけれども、行政当局として一定の経過報告を我々に対してどのようにするということの覚悟を込めた計画案なりを出していただきたい。あいまいにされて繰り返し議会で質疑応答することは、できるだけ好ましくないのではないかと。そのために、責任のある回答を今後一定期間内に我々議員に提示できる形で明らかにしていただきたいということを要請して、質問を終わりますけれども、それについて若干答弁いただければありがたいです。なければならぬ結構です。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 行政改革の推進は、議員御指摘のように緊急な課題でございます。これをこなさなければ、市民のための新たな事業を起こす財源がないという状況の中でございますので、一刻も早い方針決定なり実施が必要かというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、とりあえず緊急に行わなければならないもの、それから今後継続的に検討しなければならないものというふうに現在区分しておりますので、それらにつきまして行革本部なり、あるいは関係者と調整の上、一定の案ができましたら、またその時点で議会の方にもお諮りをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（島原正嗣君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、20番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

20番（松本雪美君） おはようございます。日本共産党の松本雪美でございます。1995年12月第4回定例会において質問をいたします。

慌ただししい年の瀬を迎え、ことし最後の定例会です。ことしは国民を苦しめる大きな事件が幾つか起こりました。その最たるものは、あの阪神大震災です。一瞬にして町を破壊し、人々の命を奪い、生活のすべてを根底から破壊しました。1年近くたった今日、被災者の生活再建は困難な状況にはありますが、しかし多くの問題を残しながらも、人々は復興のためにも頑張っている姿をこのごろのニュースで見ると、ほっとする思いであります。

そして、さらに9月4日には、女性差別の最たる事件として絶対許せない沖縄の米兵による少女暴行事件は、沖縄の住民はもちろん、日本国民す

べての怒りを買ひ、戦後50年たった今日、米軍基地の問題や地位協定の見直しなど、安保条約の矛盾が爆発した事件でもありました。

そして、さらにもう1つは、あの坂本弁護士拉致監禁殺人事件、地下鉄でサリンによる大量殺人事件などなど、常識では考えられない残虐な事件が引き起こされました。オウム真理教は破産の申し立てによって、反社会的集団のすべての活動をとめることができる、きょうあすにも宗教法人法に基づいた解散命令も出されるまでになっています。

一番心配していた青酸ガスやサリン製造、武装化の危険なども刑法で取り締まることもできたというのに、解散命令が出るのがわかりながら、村山首相は14日には破壊活動防止法を発動することを決めたのです。この法律は、1952年施行以来、初めて団体に適用され、民主主義を破壊する弾圧法として国民の思想・信条の自由や基本的人権を踏みしめる違憲立法であると、今回の発動に対して各界からの批判の声が起こっています。この43年の間には、公安調査庁は日本共産党を初め労働組合や平和・民主団体、市民団体にまで不法不当なスパイ情報活動を行い、はては阪神大震災の市民ボランティアの団体やPTA、また官官接待を告発する市民オンブズマンにまでスパイ活動を行ってきたことが明らかになっています。

このような破壊活動防止法の適用は、国家権力が国民を監視しようとする公安調査庁に対して市民権を与えるものであり、どんな口実であれ断じて許せないことであります。しかも、今日まで自民党政府でさえ強行できなかったのに、社会党首班の村山首相の手で首相を補佐する官房長官にも相談せず秘密のうちに進めてきたというのですから、もってのほかであります。日本共産党は、日本国憲法と民主主義の歴史に重大な汚点を残す暴挙であるとして、こんな村山首相と内閣は一日も早く退陣するようにと求めるものであります。

さらに、オウム事件を契機にして、12月8日には44年ぶりに我が党も賛成しましたが、宗教法人法が改正され、政教一致の問題、政治活動、選挙活動に宗教法人施設を使っていたことなど、また非課税の扱いになっていたことなど、宗教法人の特権の見直しなどが決まりました。

そして、このような宗教法人法の改正に反対をした新進党は、結党以来1年、今党首戦の激しい権力構想が繰り広げられ、新進党はたゆまざる改革などと言ってますけれども、改革どころか、自民党など与党勢力と悪政

を競い合って、国民生活でも日本の進路にかかわる問題でも反動政治をリードし、国民を苦しめる政治に手を貸してきました。

その最たるものは、あの消費税の導入でありました。高齢化社会に対応するためと言いながら、平成5年末まで消費税で得た収入は27兆円、高齢化社会の施策のために使われたお金はわずか4.3%、1兆円余りであります。それでもまだ足りないとして、平成9年から税率を5%へと増税することも率先して許し、さらに党首戦に出馬する小沢氏は、地価税や法人税など、大企業には減税し、消費税を10%にまで段階的に引き上げると言っていますし、一方羽田氏も消費税増税もやむを得ない、法人税や所得税などをやめてすべて消費税などにしてしまう、というようなことまで言う始末。消費税に換算すると、何と18%にもなると言います。新進党も与党3党も同じ考え方であり、全く野党の役割を果たさず、国民を苦しめることを平気でやってのけています。今、国民生活はバブルがはじけて5年続きの不況、リストラ、合理化、失業、新卒者の就職難などなど、こんな大変なときに個人の消費を冷え込ませる消費税は、一日も早く撤廃をするべきであります。

一方、このような国民の苦しみと怒りを無視して、国民が汗して納めた血税を特定政党の活動費として支給する政党助成法が改悪され、支給額の限度額を政党の前年度の収入の3分の2と決めていたことを撤廃して、自治省に届けた政党の収入の総額の満額を受けられるようにしてしまいました。支持する政党でないのに、人々の納めた膨大な税金が強制的に献金させられる。国民の思想・信条の自由をだれをも侵すことができないと定めた憲法第19条に違反するものであり、日本共産党はこのような国民の怒りを受けてこのことを徹底追及し、反対の立場を明らかにして頑張ったのであります。

もともとリクルートや佐川急便事件など、相次ぐ金権腐敗政治をなくそうとして政治改革論議が進められた中で、小選挙区制や政党助成制度が強行されました。当時、日本共産党はにせ政治改革であると指摘をしたのですけれども、日本共産党以外の政党は、国民の前で公費による政党助成をするかわりに、5年後には企業献金を見直して全面禁止に向かうという約束までしていたのに、今まさに政治改革のうそがはげ落ちて、さらにその上、今回の改悪であります。まさに政党の身勝手なお手盛り改正と言われ

ても仕方ないことではないでしょうか。政府は来年度予算でも厳しい財源不足の中で、国民の納めた血税を政治家の腹を肥やすために使わずに、国民の暮らしを守るために使うように改めるべきであります。

私は、今まで述べたような国の悪政のもとで、この泉南市の市民の命と暮らしを守るために、特に女性の立場から大綱5点にわたって質問をいたします。

大綱1点目は、女性問題であります。

ことしの3月に、せんなん女性プランが策定されたのですが、その内容については、女性が抱える多くの問題を解決し、女性がひとりの人間として社会生活を送れるために、権利の保障などについて十分盛り込まれていないため、細部にわたって修正、見直しせねばならないと思っています。現在、泉南市政の全般の施策の体系を整理すれば、女性政策を進めていくために欠落している行政部分がはっきりと浮き彫りになるのではないのでしょうか。まさに女性政策づくりは、すべての行政のレベルアップの近道であり、女性も男性も幸福に暮らせる基礎づくりをするとても大きな課題を持った仕事なのであります。

現在、2度目の意識調査の結果も近々まとまって、そしてそれに基づいて実施計画をつくるということですが、アンケート調査は前回と全く同じ設問が4点もありました。まだほとんど取り組みもできていない段階での意識の変化を確かめるまでもありません。もっと当初のスタートから、専門家の意見や市民の声を十分に聞いて、お金もかけて取り組んでほしかったと思います。そして、何よりも市役所の中から男女差別をなくすこと、そして女性の地位向上のために、職員への意識調査を一日も早く取り組むべきであります。

大綱2点目は、保健事業についてです。

泉南市では、昨年も640人余りの新しい命が誕生しています。この子供たちが本当に健康に育つようと、子供を持つ親ならだれもが願っていますが、母子保健法が改正されて、平成9年から泉南市でも今まで府立尾崎保健所で実施されてきた4カ月児と3歳児健診が泉南市に移管されることが決まっています。が、今この府立尾崎保健所で妊娠したときから出産前後にわたって実施されている各種事業を、この泉南市の保健センターの仕事として今後取り組まねばなりません。一人一人の子供たちの発達を系

統的に把握し、適切な援助を行うことができるように、府立尾崎保健所が実施してきた健診とその後のフォローなどのサービス低下にならないように、必要な人材として保健婦や栄養士、歯科衛生士や心理判定員、事務職員などの人材を常勤で確保せねばならないのではないのでしょうか。安易に民間委託することは、絶対にしてはならないことでもあります。そのためにも、市は国に対して公的責任を果たさせるために、財政保障を追求すべきであります。

その2は、先日の毒を持ったセアカゴケグモの騒ぎでも、保健所を中心として府下の多くの保健所職員の皆さんが動員されて、泉州地域の調査のためにも奔走してくれましたけれども、保健所は結核やエイズ、また酒害者、障害者の対策、難病や感染症などの対策などなど、このような仕事を府立の尾崎保健所は行っており、私たちの健康のサポーターとして、命を守るための大切な行政として頑張ってくれています。保健所をなくさないでと、今府下では多くの人たちが運動をしておりますが、請願署名もたくさん提出されていると聞きます。府立尾崎保健所の存続についての市の姿勢を聞かせてください。

大綱3点目は、福祉タクシー制度ができて2年目ですけれども、実施の中で十分歩くことのできない身障3級の手帳を持った人たちから、なぜ私はこの制度が受けられないのかという苦情を多く聞いています。3級であっても2級の方とちっとも変わらないほど歩くことにとても困難な、不十分な思いをしている人がいっぱいいます。こういう人にこそ必要な施策ではないのでしょうか。せめて身障3級程度の人にまで利用枠を広げてあげてほしいと思います。

大綱4点目は、まちづくりであります。

第1は、幡代地域桜ヶ丘東側の高台の開発ですが、21年前に開発業者が許可を受けた開発で、業者が開発許可つきで転売をして、現在4代目の開発業者がこの10月の中ごろから11月にかけて1カ月間ほどで急ピッチで山を削り取って造成し、今山は丸裸になったまま放置されております。地元の幡代区の区長を初め関係者から、大雨のときには土砂が流出したり、大雨が降ったときの排水などの処理について、昭和57年に業者と話し合いを持った合意事項を守ってもらうのは当然ではないかと、府や市、そして業者に対して抗議をしていますが、この開発問題について市はどのよう

に対策を講じてくれるのでしょうか。

その2は、大苗代地域海営宮池の護岸の西側の府道沿いのマンション建設の問題ですが、地元の住民の意向を無視して海営宮池の護岸を使って開発地まで仮設道路を取りつけるために、11月24日には工事に入るからということで業者からの回覧板が回されました。現在、池の土手のところの階段の北側に仮設道路、栈橋をつける工事、そしてこれまた上の護岸についている道路を舗装するなど、そういう状況の工事に入っていることが確認されていますが、市は池の土手にこのような栈橋をつけるような工事を認めたのでしょうか。

その3は、海会寺の埋蔵文化財センターの建設地の隣地にパチンコ店を建設する問題です。

事前協議書が提出されたことで、ホテル等審議会も開かれたと聞きますが、海会寺遺跡は国の史跡の指定を受けて、発掘した遺物も国宝の指定を受けています。市が取り組んだ歴史シンポジウムも8回も開かれ、全国的にも大きな評価をされている歴史遺産であります。このような値打ちをパチンコ店の建設のために半減させるということは、絶対してはならないこととあります。枚方市では、パチンコ遊技場の規制をするための条例制定が行われていますが、泉南市でもこのような条例制定に向けての取り組みについてお答えください。

大綱5点目は、図書館の利用についてですが、図書館の休日変更などの意見も取り入れて、市民が利用しやすいように改善されることはうれしいことですが、市の文化施設は日曜も開館のために、働く職員の皆さんの御苦労に感謝をするところですが、より以上に市民が利用しやすいような工夫をぜひお願いしたいと思います。市内の職場で5時まで仕事をした人が本の貸し出しが受けられるように、せめて週1回か2回程度、7時ごろまでの閉館時間の延長をしてほしいと思います。他市では、図書館業務としてこのことは当然のこととして実施されているではありませんか。もちろん、そのための人材の配置も必要なことですが、どのようにお考えでしょうか。

以上です。どうかお答えは簡単にさせていただきますようお願いをいたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求

めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 女性問題についてお答えを申し上げます。

「せんなん女性プラン」の実施計画の策定についてお答え申し上げたいと思いますが、「せんなん女性プラン」は、あくまで施策の基本方向を御提示したものでございまして、各重点目標に係る具体的施策の推進は、実施計画に位置づけられるものでございます。実施計画の策定に当たりましては、女性問題に係る本市の実態を適正に把握する必要があるという認識のもとで、本年5月に今後の女性施策推進の基礎資料を得るため、男女平等に関する市民意識調査を実施し、本年11月に報告書として取りまとめたところでございますし、また先般の広報でもお示しをしたとおりでございます。

今後、女性プランのもと、市民意識調査の結果を踏まえるとともに、女性問題の視点から現行施策の見直しを行い、また広く市民の声を拝聴し、継続する施策、充実を図る施策、新規に実施する施策等、先進市の取り組みをも参考としながら、女性政策の体系化を図り、平成13年を目標年次とする実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

他の質問については、担当部長より御答弁を申し上げます。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部参与。

健康福祉部参与（谷 純一君） 松本議員御質問の府立保健所の統廃合問題につきまして御答弁申し上げます。

先生も御存じのように平成6年7月に保健所法が地域保健法に改正されまして、あわせて母子保健法と栄養改善法など関連諸法の一部改正がございました。これは高齢化社会や慢性疾患の時代に対応し、母子保健事業や栄養指導などを保健所から市の方に移管し、既の実施している老人保健サービスとあわせて、赤ちゃんからお年寄りまで住民に身近な保健サービスを行い、保健所は専門的、技術的、広域的な機能を強化するという内容のものであります。

大阪府ではこの法の改正を受けまして、大阪府における地域保健のあり方について、大阪府衛生対策審議会に諮問しておりましたが、平成7年の7月に知事あてに答申が出されております。府の目指す方向といたしましては、市と保健所が役割を強化し、連携を密にしながら、厚みのある保健

サービスを行うことが位置づけられております。

保健所の再編につきましては、答申で人口30万人を目安に15から16カ所が望ましいとされておりますが、附帯意見の中に、その他の保健所、支所についても一定期間は支所として存続させることが望ましいとされております。

この統廃合問題につきましては、市長会等でも要望しておりますが、地域の市町とも協議し、保健事業サービスの低下を来さないよう要望してまいりたいと考えております。さらに、大阪府に対して、移管される母子保健事業へのサービス支援や精神保健、難病対策など従来のサービスについて、より一層きめ細かい対応がなされるよう強く要望してまいりたいと考えております。

それと、人的体制の問題でありますけれども、平成9年に母子保健事業等が移管されてくる場合の実施体制などにつきまして、大阪府を含めまして現在検討中であります。その中で一定の体制づくりを目指していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 女性問題の職員の意識調査についてでございますが、女性に关します職員の意識調査につきましてお答えさせていただきます。

今後の女性政策の推進並びに実施計画の策定とその具体的推進にかかわり、女性問題に関する職員の理解、認識は、極めて重要な要素であると認識しております。また、今般市民意識調査を実施いたしまして、これは実施期間が平成7年5月15日から31日、また対象は泉南市に居住しております20歳以上の市民、標本数といたしましては女性1,000名、男性1,000名、計2,000名を対象といたしまして、回収率は女性が671名、男性が459名で、トータルで申しますと回収率が57%でございます。一般的な調査の回収率が40から50%ということから見ますと、かなり成績がよかったのではないかと考えております。

回答者のプロフィールといたしましては、居住年数が10年から20年未満が、女性が27、男性で27と一番多くて、30年以上が男性、女性とも26から28%ということでございます。

そういうふうな中で、かなり具体的な泉南市の地域の状況がわかってきたわけでございますけども、その中でやはりいろんな問題がございます。そういうことを変えていくためには、行政職員、また行政組織が先導的な役割の一端を担うべきものと、そういうふうにご考えてございます。そのためにも、女性プランにおきまして述べておりますように、女性職員の登用、職員研修の充実を図ってまいりたいと思っております。

こうした取り組みとも関連いたしまして、職員の意識調査につきましては、今後の課題として対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 私の方から、福祉タクシー制度の拡充についての御質問について御答弁を申し上げます。

福祉タクシー制度は、在宅の重度障害者を対象にタクシー利用料金の一部を助成することにより、障害者の外出を容易にし、生活活動範囲の拡大と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成6年度より実施いたしております。多くの障害者に利用していただいているところでございます。

御承知のとおりこの制度は、対象者に対しチケットを交付することにより、タクシー乗車時における基本料金の助成を行い、利用者負担の軽減を図っております。議員御指摘の対象者の拡大につきましては、重度の障害者以外で例えば下肢の障害等で外出が困難な方がおられることは聞いておりますが、今後各市の状況等も踏まえながら、今後の課題として考えてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松田事業部参与。

事業部参与（松田栄一君） 私の方から、まちづくりの1点目の幡代地域の住宅開発問題についてお答えいたします。

さきの北出議員の御質問にお答えさしていただいたとおり、当開発につきましては、21年前の昭和49年に開発許可がおりております。しかしながら、許可当時とは開発地の周辺地域の状況が変化しておりますので、大阪府と連携をとりながら、地元住民の皆様に御迷惑をおかけしないよう

に強く行政指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2点目の大苗代地域のマンション建設問題についてお答えいたします。

信達大苗代地区に計画されております共同住宅の開発につきましては、平成3年5月に都市計画法第32条協議が成立しております。しかしながら、区域外排水管理設ルートの変更があり、この手続は都市計画法第32条の変更に当たりますので、関係部局の下水道部と協議が成立したものと聞いております。このことにつきましては、下水道部に合議で確認したいと考えております。

また、工事用仮設道路の一部事前着工がありましたので、この件につきましては、関係各課及び水利関係者と協議調整を行い、協議成立までの工事の中止命令を行っております。

なお、同意の得られてない隣地権利者とは、引き続き十分協議を行うよう、より一層行政指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、第3番目の信達大苗代地区のパチンコ店の建設問題についてお答えいたします。

信達大苗代地区のパチンコ店出店問題については、事前協議が平成7年10月2日に提出されました。開発審査会に諮った後、11月14日にホテル等建築審議会に諮問し、慎重審議の結果、原案に同意するが、関係者と協議し同意すること、及び建築物は景観に配慮したものとすることの答申を得て、この答申及び関係法令並びに開発指導要領に基づいて行政指導をしてきたところでございます。

それと、パチンコ規制条例でございますが、現在パチンコ規制条例の案の策定中でございますが、今まだ策定案ができておりませんので、今後一層早く条例案ができるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 松本議員御指摘の図書館の時間延長、週1回ぐらい2時間延長してはどうかという御質問でございます。先ほどの北出議員さんの御質問にもお答えいたしましたように、図書館の業務時間の延

長ということになりますと、現体制を同じような状況で2時間延長しなければならぬということになります。1人か2人、保安要員的に残って延長できるというような図書館の事業は、できないと思います。要するに、勤務されておられる市民の方にどれだけ利用の便を図るかということでございますので、他の方法でクリアしなければならないと考えてございます。先ほども申しましたように、半日の休館日をなくしまして、実質的には図書館の利用時間の延長を平成8年度より実施しようとしておるところでございます。

また、市民のニーズですね、それを先取りした図書館行政、市民に親しまれる施設づくりということに今後とも十分検討していきたいというふうに考えておりますので、時間の延長については、当分の間、実施はできないというふうな状況になってございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） それでは、議席から再度質問をさせていただきたいと思っております。

開発問題ですけれども、まず幡代地域の問題ですけれども、これは現在山が丸裸になったままですね。今は雨の少ない11時期ですから、直接雨が降って水がたくさん出てどうこうということではありませんけれども、もしもこれが来年の6月の梅雨時期までこのまま放置されると、この開発の周辺の地域の人たちは、とても大変な状況に追い込まれると。山が丸裸ですから、ちょっとたたいたぐらいで固めてるような状況で、少しの雨が降っても土砂は流出するし、そして大雨が降ったら道路側溝にはそれだけしみ込む水が少なくなって、木がうわってる時とは全然違う状況ですから、たくさん水が流れ出すことは間違いないし、下には田地もあります。住宅も20軒ほど張りついていますからね、そういう人たちの状況というのは、ほんとに不安なところに追いやられるわけですね。だから、府とも話し合っただけでいって、こういうふうにおっしゃいましたけれども、このまま絶対放置されてはならないことなんですよ。だから、その点についてどのように対策を講じられるのか、お聞かせください。

それから、もう1つ大苗代地域のマンション問題ですけれども、これは産経課の方にぜひ池の管理という点で聞きたいと思うんですけれども、池

の土手ですけども、海営宮池はこの前から府の事業で護岸工事をされて、とても立派な池の護岸ができ上がったわけですけど、それがまだ何年もたっていないでしょう。ついこの間だったと違いますが、完成されたのは、そういう中で、その護岸を直接傷をつけてそこに橋けたをつけて、棧橋をつけるみたいにして鉄骨を組んでいくなんてというようなことね。それで、そこに工事用のための道路をつくるというんですから、こんなことが認められたのかどうか、こんなことがあっていいものかどうか、またこれを許した大苗代区の水利組合やまた区長の判断ですね。このことについては、市はどんなような対応をされたのか、お聞かせください。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、1点目の幡代の開発でございますけれども、私も現地を確認をさせていただいておりますが、現在まだ工事が完成しておらないので、かなりのり面もきついという状況でございます。

そのような中で市といたしましては、大阪府の方と共同で開発者であります業者に対して行政指導を行っております。府庁で共同で行っている分もございますし、市の方へ呼んで行っている分もございます。とりあえず現在雨が少ないということで幸いをいたしておりますけれども、下流は鬼木線の道路の横の側溝ということでございますので、かなり危険だということで、大阪府の方から開発区域内に調整池をつくれということで指導いたしております。調整池の下には沈砂池もつくるようにということで指導いたしておりますし、開発地の周辺について、土のう等で仮堰堤をつくりなさいという指導もいたしておりますので、その辺は今後とも引き続き府と連携をとって強く指導していくと。当然、雨季までには対策を立ててもらわなければ、周辺の住民さんは大変不安でございますので、その辺は十分対応していきたいというふうに考えております。

それと、海営宮池の関係でございますけれども、現実には産業経済課の方へ技術的な――我々機能管理をいたしておりますので、技術的な相談というのは直接はなかったわけでございますけれども、地元の役員さん、また大阪府の泉州耕地事務所の方へ技術的な指導を受けているというふうに聞いておりますけれども、市の方も機能管理をしている関係上なかったということで、工事中止をしております。

現在、地元の役員並びに市の産業経済課、それと池の底地の関係もござ

いますので総務の方と、共同でどのように対応するかということの協議をやっている状況でございます。その辺がクリアしないと、やはり前へ進めないのではないかとということでございます。我々としては、特に池が高いところにあるということで、下流の住民さんに不安を与えないようにしなきゃならないということと、池の堤体の安全性の問題等から、今後十分検討していかなければならないというふうに考えておりますので、その辺も十分踏まえた中で協議調整をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 幡代の方の開発ですけども、地元は57年当時に、開発したときに出る水の処理として、鬼木線に新たな水路をつくってほしいということで業者と確認をとってるわけですね。このことについて、今回の業者はどのように答えておられるのか。それが守れないと、幡代区としては、今の側溝だけではとても認めることはできないということですから、これから話し合いをされてそういう要請は当然してくれるんだろうと期待するところですけども、雨水管を入れるということについてお答えをしてほしいと思います。

それから、大苗代の問題ですけども、池の堤体にああいうどでかい栈橋をつける。ほんとにどでかいですよ。見てびっくりしましたね。そういうものをつけることが許されていいのかどうかの判断は、市は——そのことについて私お聞きしてるんですけど、そのことについてはどういうふうに判断されてるんでしょうか。海宮宮池に大量の水が入ったときに、それにもちこたえられるかどうか。牧野区の水利の方とも話さしてもろたんですが、池の護岸、土手に木一本植えることさえ許さないんですよ。それぐらい厳しい管理をしてるんですね、堤体が緩むということで。今までそういう事例があったのかどうか、泉南市でね。そういう業者に対して、何でそういうことを許したのか、一体その裏には何があるのか、私たちにははかり知れんところですけど、その点についてお答えください。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、海宮宮池の関係でございますけれども、私どもは池の堤体の構造とかいうことについて、現在のところまだ許可等与えておらない。ですから中止をしたと、工事中止を出したということでご

ざいます。

その技術的な指導については、耕地事務所の方でやっていただいているということを聞いておりますけれども、ただ現在どのような技術指導をしたのかということについて、我々はまだ確認いたしておりませんので、耕地の方で整理していただきたいというふうにも要請いたしております。その辺を踏まえた中で、今後どのようにするかということをして市として方針を決めていくということでございます。

それと、昭和57年に幡代の開発で鬼木線に新たな水路をとということでございますけれども、現実には昭和49年の許可の中では、それが入っていないということでございます。その57年につきましては、ちょっと私確認いたしておりませんので、確認をした中でまた御返事をさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょっとその辺は今すぐ御答弁できませんので、よろしくお願いたします。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 大苗代の問題は、水利委員も——五ヶ池の水利委員ですね、それから大苗代区長も、それを許可したということですけどね、市の考え方を一切確認せずに業者と相談の上にああいう結果になったと。そういうことですから、市は認めてないことを業者が強行したということについて、市はそれを黙って見逃すということは、これはやっぱり幾ら区長さんや五ヶ池水利の方が許しても、これはやっぱり絶対したらあかんことでしょう。だから、きちっとできるまで、話し合いが一体どうなるのか、開発問題にかかわってのとても大事な問題ですからね、こういうことを許してしまうということは、絶対あってはならないですよ。だから、ちゃんと話が上がるまでそれを撤去させる。そのことを強く要求します。そのことについてお答えを欲しいと思います。撤去することについてお答えください。

それから、幡代区の問題ですけど、私はこの質問をするということがもともとわかって——ちゃんと質問要項を提示してもらってるんですから、当然そのことについては調べた上でこの席に臨んでおかないとあかんはずなのに、それをしてくれてなかったこと自体おかしな話ですね。幡代区からは、ちゃんと要望書も出されています。現在、この開発にかかわって守ってほしい内容を要望書として出されていますし、57年当時の話し合い

の中身を書いた合意事項、このことも確認したことについて、もうきちつと書類で市の方には提示してるはずでしょう。

そして、49年はまだ泉南市の開発の指導要領もできていないときの開発ですけども、その後開発指導要綱ができて、そして幡代区も要綱どおりに進めてほしいということで、再度業者との話し合いの中でこういうことが結論づけられたわけですから、それを守らないような開発は、絶対認めてはあかんですよね。それを府も21年前の申請は生きているんだとか言いながら、その工事を即止めることもせずに見逃してきた。市も中途半端な対応したということでは、これはぐあい悪い話ですよ。どうですか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今の大苗代の関係でございますけれども、当然これから市の方で地元の役員さんと話し合いをした中で、また特に耕地事務所技術的な指導を踏まえた中で、許可するかしないかを考えていくわけでございますから、その段階で撤去なり、または許可するか、その辺の判断で行政指導はしていかないかというふうに考えております。

それと、幡代の関係ですけども、昭和57年のこの幡代区との約束ということでございますけれども、正式な成立をしているかどうかということがちょっと確認とれておりませんので、今後十分調べた中で幡代区の方へも御返事さしていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 幡代の開発は、部長自身が十分勉強をしてないから変な答弁はありますけど、これは絶対許してはならんことですよ。地元と話し合った結論があるわけですから、それを守ること。それを守らないような開発は絶対許さないし、今山がむき出しになったことをもう一度今すぐ復元せよと言っても、これは無理な話ですからね、木を植えて今までどおりにやれということは無理な話でわかってます。だから、災害が起きないようにこれをきっちり対応していくということを約束してくださいね。

それから、大苗代の海営宮池の土手は、鋼で堤を強化していますよね。だから、あんなところに大きなくいを打ち込んで固めるわけですから、そこに重機が入るような大きな道路をつかって、土手を上げる道路をつくるわけですよ、じくざぐにね。そんなことをして許されることですか。これも池の水が決壊したらどうなるんですか。（「そうや」と呼ぶ者あり）

そうでしょう。耕地事務所と相談してなんて、そんなん関係ないでしょう。市として困ること、こんなこと絶対したらあかんということを市が強く態度を示して、業者に対して、区に対して、水利に対して、市の考え方を示してやめさせるべきでしょう。そのことをしないというような市の態度、おかしいですよ。どうですか。

副議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 海嘗宮池の堤体の仮設道路の件でございますが、これにつきましては何度も事業部長の方から答弁してますとおり、まず市が許可をしてないというのが1点でございます。そういうこともありまして、そういうことが発覚いたしましたので、ただいま工事の中止命令を出しておるところでございます。

そして、いろいろな地元との関係、そしてただいま地元としては、耕地事務所の指導を受けてるというようなことも聞いた上でのなにて、各課関係で全部、私どもの関係課も十分協議をいたしまして、また耕地事務所の方とも今現在協議を進めているところですので、その協議の成立に至るまでは、この工事の中止をいたしたいと、かように思いますので、これからも大阪府と一体となりまして、この開発行政の指導を強力的にやっていきたいと、かよう思いますので、協議調整用の時間をいただきたいと、かように思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

副議長（巴里英一君） 松本君。

20番（松本雪美君） 撤去について答えてほしいんですよ。時間が欲しいと、こうおっしゃいますけど、撤去させるのかどうかの判断ですよ。

副議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度撤去の件でお答えいたしたいと思います。

その撤去の件と言いましても、それはこれからの協議調整によって、その辺のことも出てきた場合は、そのときとして市としては判断いたしたいと、かように思います。

副議長（巴里英一君） 松本君。

20番（松本雪美君） 時間がないからほかの質問できないんですよ、そういうことをおっしゃられると。したらいかんことをしてるわけでしょう。これね、幡代の業者も、それから大苗代のこのマンションの開発業者も、同じ系列の会社なんですよ。どちらも悪質なんですよ。住民が困ってるん

ですよ。そのことを市はどういうふうを受けとめてるんですか。今すぐ撤去さしなさい。それについて返事下さい。

副議長（巴里英一君） 理事者答弁。上林助役。

助役（上林郁夫君） 私どもは付近住民の安全も考えまして、今現在、中止命令を出しているところでございます。撤去の問題につきましては、協議調整の上で、必要とあればそのように撤去の判断もいたしたいと、かように思いますので、あくまでも協議調整で判断いたしたい、かように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

副議長（巴里英一君） 松本君。

20番（松本雪美君） 同じ答えしか返ってこないと思いますから、もうこれでやめますけれども、住民を不安に陥れるようなことだけは絶対させないように、それだけは頼んどきますよ。どうですか。

副議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） やはり行政といたしましては、市民の安全は基本ということで考えております。ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

副議長（巴里英一君） 松本君。

20番（松本雪美君） この開発業者ね、どちらもそうですけど、同じ系列の会社なんですよ。で、住民は困ってるんですよ。堤体は個人の土地ですか。違うでしょう。泉南市が管理している大きな海営宮池、五ヶ池ということで、たくさんの田地を守らねばならない水が入るわけでしょう、この五ヶ池には、五ヶ池が崩れてえらいことになったでしょう、この前の大雨のときも、緩くなって問題を起こしたでしょう。そこにくいを打ってるんでしょう。これを許していいんですか。そしたら、市は調整して耕地事務所がいいと言うたらやるわけですか。どうですか。見てきなさいよ。はるか上を見上げなならんとところに鉄骨を打ち込んで、そして大変な重みをかける栈橋をつくってるんですよ。

副議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 何遍も同じ答弁になると思うんですけども、私の方も当然現場を見ております。それで、技術指導の関係もありますので、現在、大阪府の耕地事務所を含めて協議をしておりますので、その辺の協議結果を踏まえて、必要とあればそのときに撤去の判断をいたしたいと、かように思っております。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 松本君。

20番（松本雪美君） あの大雨のときに、男里浜で大量に雨水が流れ出して、工事の不備でそういう集中豪雨のときには水害を起こしたでしょう。土手が決壊したらどうなるんですか。こういう原因になるようなことを取り除かなあかんでしょう。いかがですか。マンションの業者に対して、民間の業者に対して便宜を働くんですか、市は。

〔松本雪美君「はよ答えてくださいよ。質問できへんです、ほかの質問」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 業者に市は関与するのかなというような、そういう質問もあったんですけども、市といたしましては、そういうことは一切ありません。

ただ、今回の件につきましては、何遍も申したとおり市の方は許可はいたしておりません。それで、市の方も発覚がわかりましたので、今現在それに対して中止命令を出し、その対応策で関係機関と十分協議を今現在いたしておるところでございます。そして、市民の安全という基本を前提のもとに協議を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 業者には、それでは撤去させるんですね。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） その撤去の件ですけども、やはり協議の結果で必要とあれば撤去という命令を出したい。これもあくまでも協議結果ということでございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 協議の中身によってと、そういう判断をしてますけどね、おかしいでしょう。業者の利益のために市は協力するんですね、そうすると。大苗代区や五ヶ池の水利組合は認めたから——こういうことを認めてるということですよ。でも、それはおかしいでしょう。公有地でしょう。泉南市が、そういう業者が堤体にくいを打ち込んで、鉄骨を打ち込んで栈橋をつくる、こんなことをさせて市民の安全を守れるんですか。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 地元が許可したということでありますので、市としては許可は与えておりませんので、今現在、中止命令を出しているところでございます。その対応につきましては、何遍も申したとおり、市の各課の関係機関、そして大阪府とも今現在十分協議しておりますので、その結果を踏まえて市としては判断いたしたいと、かように思います。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 公有地ですからね、市がはっきりとした姿勢を示してください。そして、撤去するように私の方から市に要求しときます。

そして、パチンコ店の問題ですけれども、パチンコ店の規制条例ね、今考えていると、こういうふうにおっしゃいましたが、今回のパチンコ店建設にかかわってこの条例ができた場合、それは埋文センター、泉南市の文化財の遺跡を展示したり市民が利用できる、そういう隣地にパチンコ店ができるわけですから、こういう大切な施設の値打ちを半減させるようなパチンコ店を許さないという立場で、パチンコ店の規制条例をつくるわけでしょう。そうじゃないですか。そういうふうに私は理解をしていますが、そのところをお答えください。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） パチンコの規制条例の関係ですけども、先ほど条例について検討しているというふうに申し上げましたが、パチンコも営業の権利がございますので、その辺も踏まえた中で、それと全面規制か一部規制かということもございます。他市でも事例がございますので、その辺も踏まえた中で条例として検討し、当然所管の協議会等も御相談申し上げた中での制定という形になろうかと思えます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 大苗代のマンションの開発問題でも、住民の方は、隣地の方は、同意されていない方が5軒もあったと。それでも32条協議を進めたということですね。今度のパチンコ店でもそうですよ。隣地の方が同意しないとはっきりおっしゃってるんですよ。2軒隣地の方がいて、1人が同意しないとおっしゃってるわけですから、2分の1ですよ。そのままで前に進めることは絶対ないように、住民の皆さんの意向がきち

り反映されて、泉南市の教育行政としてきちっとそういう教育施設を守って、市民がそういう文化行政に対して恩恵を受けれるように、パチンコ店で半減をさせることのないように取り組んでいただきたいと思います、教育長の御判断、一言お答えください。

議長（島原正嗣君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 松本議員の御質問でございますけれども、文化施設の近隣にということで、こういった遊技場が設けられるということは、文化施設の価値といえますか、そういう意味では環境的になじむものではないというふうには思いますが、条例制定の問題については、私の方でお答えを申し上げますということは、非常に難しいと思います。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 15分までですか。何分までですか。

議長（島原正嗣君） 10分まで。

20番（松本雪美君） そしたら、保健所の問題で一言言っときます。

泉南市は母子保健事業が移行されたときに、その対応をちゃんとしてほしい。それから、人の配置なんかもそうですが、ゴールドプランと一緒に事業を進めねばならないことが起こってくるわけですから、とても大変なことになるんですね。だから、その点十分に配慮して、人材の確保についても努力をしていただきたいと思いますをお願いをして、終わります。

議長（島原正嗣君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時18分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

23番（林 治君） 日本共産党の林でございます。第4回定例会に当たりまして、市政上の若干の問題について質問いたしたいと思っております。

さて、現在、来年度の国家予算の骨格が次々と今明らかにされつつあるところでありますが、我が泉南市の来年度予算の編成方針では、財政の硬直化が進み、平成6年度決算で経常収支比率が10.1%と極めて厳しい状況にあるというふうに述べていますが、この厳しい財政状況は、「全国

都市財政年報」によりますと、全国663市のうち経常収支比率で見ても、これだけですべてを律するわけにはいきませんが、全国ワースト7位という状況にあることが調査結果として報告されています。

私は、このような市財政の現状を踏まえながら、以下大綱3点にわたってお尋ねをいたしたいと思います。

去る8月の24日、運輸省が航空審議会の中間取りまとめとして第7次空港整備5カ年計画の基本的考え方なるものを発表しましたが、この中間取りまとめの上下主体分離方式による建設計画が、まさに民活方式の破綻であり、その破綻をさらに民活方式で地方自治体に一層莫大な負担を押しつけるものであることをさきの第3回定例会で我が党の議員が具体的に明らかにしたところでありますが、ここ数日來の新聞報道によりますと、この中間取りまとめの、21世紀初頭には処理能力の限界に達すると予想されるという運輸省の見解に対し、大蔵省は2003年に現在の滑走路の能力が限界に達するとの運輸省試算に疑問をあらわしていることが伝えられてきました。

そして、きょうの新聞報道によりますと、その内容はまだ十分定かではありませんが、大蔵、運輸の両省で大臣折衝によりまして、総事業費を約5,700億円削減し、1兆5,600億円とすることで合意したことなどが、またこのこととともに、埋立造成費で無利子貸し付けの比率が25%に下がったことで、今後地元負担問題を複雑化させることが必至だと伝えています。

このような状況のもとで、これだけの巨大事業をなぜ急ぐのでしょうか。1期計画の教訓の上に立った全体構想のあり方の検討と、府民合意、資金計画と地元負担の問題、陸上飛行ルート問題など、解決すべき課題、問題は山積みであります。市長、関西国際空港のこうした問題の解決は、国の責任、公害のない空港、地元との調和という原点に立った以外に展望のないことと思いますが、市長の見解を求めます。

また、第2期事業に当たって発表された中間取りまとめの地方税制改正で、第1期の空港島に対して、業務用固定資産に対しての減免措置は、平成4年12月に行った3大プロジェクトの関連施設の税制特例措置とともに、全く不当なものと言わざるを得ません。これまでたびたび要請してまいりましたが、国が政策上減免措置を行うならば、国の責任で行うべきで

はないか。市の課税自主権を奪って、政策減免を一方的に国で法律改正によって行うことは、今大変逼迫している市財政のもとで、多くの繊維産業や、また地元商工業者、不況の中でこうした人たちに対する言いわけは、市はこのままではできないと思います。第3回定例会ではまだ明らかとなっていなかったこれらの問題についての市財政への影響について、明らかにしていただきたいと思います。また、9月議会以来の市としての取り組みを明らかにしていただきたいと思います。

大綱第2の質問は、市の同和行政についてであります。

1997年3月末で地対財特法の法期限が切れ、国において新たな特別措置法というものが制定されないことは、もう既に明らかであります。格差是正という点で限界に達した同和対策をこれ以上継続することは、同和地区を法的、行政的に一般地区から分離固定させ、部落問題の解決に逆行する結果となってしまいます。部落内外を分け隔てしてきた同和地区指定の線引きという行政的差別を一日も早く取り払い、この垣根を取り払い、部落内外の社会的交流を促進させて、融合連帯を実現することこそ部落問題の解決への道ではないでしょうか。

質問の第1点は、第3回定例会でなお7年度以降も物的事業が相当程度見込まれているという市長の御答弁でありましたが、果たしてこれらの事業と部落差別の解消という課題がどうかかわりがあるのか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

同和問題の第2点目は、駐車場問題であります。

昨今、これは4番目の駐車場ですが、あそこに鳴滝駐車場運営委員会ですか——という看板が最近掲げられ、鎖が外されて中に車が置かれておりますが、この問題はどのように解決されたのか、お示しを願いたいと思います。

次に、大綱第3点目の地方債に関する問題であります。

この問題につきましては、第3回定例会で取り上げましたところ、市長から少しでも軽減するためあらゆる努力をするのは当然だ、全力を挙げて取り組みたいという積極的な御意見をいただきましたが、政治資金については制度上認められていないとか、縁故債についてもその内規によりまして認められていないとの総務部長からの答弁がありましたが、この間、決算委員会の席上でもこの問題についての論議を行ってまいりました。

そこで改めてお尋ねしますが、地方債の借りかえについては、その適正性については地方財政法第5条の第1項第3号で、その制約も地方財政法第5条の2で定められております。そして同時に、地方自治法施行令第174条の規定による地方債の許可に関する件——これは昭和22年7月1日付で内務大蔵省令第5号というものでありますが、これによりますと、その第2条の6では次のようになっています。

地方債の償還年限を短縮し、またはその償還年限を延長せず、かつ利息の定率を高めないで借りかえをなし、もしくは繰り上げ償還をなすこと、このことについては自治大臣の許可も知事の許可も必要なく、自治体の判断でできることが明らかにされています。

また、自治省も大蔵省も法的には借りかえは可能だと、これまで我が党の折衝で明らかに認めているところであります。また、縁故債については、既にそのことを実現している自治体もあります。実際、市中銀行との取引契約証書や地方債発行要綱によれば、市がいつでも全部または一部を償却することができることを明記しております。

新聞報道によれば、都市銀行11行は去る11月24日、95年度中間決算を発表し、業務純益の合計が1兆8,676億円、前年度同期比で見ますと71.1%増に達したことを明らかにいたしました。この業務純益は半年間の数字であるにもかかわらず、バブル経済下の88年度から90年度までの各年度に1年間で上げた業務純益をはるかに超える大きさであります。この業務利益は、銀行の基本的な業務により上げた利益とのことであり、その最たるものが村山内閣、金融当局による2度にわたる超低金利政策によるところであります。公定歩合が0.5%というかつてない数字にまで下がったことによる利ざやによる利益であります。指定金融機関の3行はこういうときにこそその責任を果たし、市民の利益と市の行財政の健全化に尽くすべきではないでしょうか。

また、大阪府からの借入金も平成6年度決算によると、一般会計の地方債の中に占める金額は170億円中56億円となっています。脆弱な市の財政事情から、関西国際空港の建設に当たり、地元自治体としても何とんでもやらなくてはならない地域整備事業に急激に膨大な資金を要することから、府が援助として行ってきた府貸付金という性格からも、市が高利率のものを直ちに借りかえもしくは低利に切りかえすることは、当然ではな

いでしょうか。また、そのことを大阪府も認めるべきではないでしょうか。ちなみに、自治省財政局地方債課長の10月11日付通達によれば、政府資金等についての貸付条件の改定について、現行レートを3.15%と10月16日から適用されることを通知してきています。

平成6年度、94年度決算によれば、一般会計による地方債総額は169億8,000万円に上っています。そのうち、金利5%以上のものが約82億円、48%となっています。さらに、6.5%以上のものが53億4,000万円、31%を占めています。市財政が厳しい折柄、市長初め関係部局の皆さんが全力を尽くしてこのことに取り組んでいただきたいと思います。莫大な借入金の利率を1%でも軽減すれば、どれだけ市民負担が少なくなるか、ましてや自治省の通達どおり現行レートの3.15%にすることができれば、その金利負担は大幅に解消され、市民福祉へと市民への大きな還元ができるのではないのでしょうか。政府及び市中銀行、そして大阪府、それぞれについての市のこれまでの対応についてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、樽井駅前整備の問題であります。

これは3月の第1回定例議会以来市長にお尋ねしておるところであります。この問題について市長も積極的に取り組みたいというふうに御答弁した後です。その後の経過について御報告をいただきたいと思います。

以上であります。御答弁次第で自席より再質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の空港の全体計画のことにつきまして御答弁申し上げます。

そのうちの最初の御質問でございますが、なぜ全体構想を急ぐのかという話でございましたけれども、私は、きのう政治決着をした第2期事業が来年度から事実上着工と、その予算が認められたということについては、大変うれしく思っております。やっと第7次空港整備5カ年計画に正式に盛り込まれたという印象を持っております。

なぜ今の時期かということでございますが、御承知のように現在第7次空港整備5カ年計画が、この前中間答申があったわけでございますが、策

定されているわけございまして、これは平成8年から12年までの5カ年の空港及び航空保安施設の整備計画を策定するものでございまして、この中に盛り込まれない限りその実施が不可能であるということがございます。したがって、この第7次空港整備5カ年計画にぜひ関西国際空港の全体構想が盛り込まれるように、いろんな運動も展開してまいったわけでございますが、それが認められたと。しかも、来年度予算でその一部が認められたということは、大変意義のあることだというふうに考えております。

事業主体論もございまして、今回は新たな土地造成の第三セクターであります会社設立と、それから建築物を建築する事業主体と分かれたいわゆる上下分離方式で事業を行うということでございますが、これについても、現在の状況の中ではやむを得ない選択ではなかったかというふうに考えております。ただし、当然2期事業を行うにつきましては、この空港の当初の考え方でありまして地元と共存共栄する空港づくりという立場に立ちまして、いわゆる3点セットの考え方を堅持して、その上で実施をしていくということが大事だというふうに考えているところでございます。

次に、税制改正との問題でございますけれども、2期事業に関連して税制上の優遇措置が与党の税制改正大綱に盛り込まれたということは、御指摘のとおりでございます。これによる具体の軽減額等につきましては、後ほど担当部局から答えさせることにいたしまして、私からは基本的な事柄についてお答えをさせていただきたいと存じます。

今回の全体構想に係る税制改正につきましては、当初、地元に対して何らの相談もなく進められてきたところであり、内容的にも1期に波及するおそれがあったものでございました。本市といたしましては、固有の財源である固定資産税等が国の一方的な判断により減額されることは、財政運営上に大きな影響を与えるだけでなく、地元と共存共栄する空港づくりの考え方にも反するものであり、地元との信頼関係の維持と地元の意向を尊重されるよう、国に対して要請を行ってきたところでございます。結果的には、1つには、1期の空港島には一切手をつけないこと、2つには、対象施設の拡大についても一定理由の明確なものについてのみ限定するなど、十分とは言わないまでも納得のできるものとなったと考えております。

また、これらの軽減措置は、平成8年4月から施行されることとなって

おりますが、具体的な影響は、2期事業の供用後、すなわち2007年から生じることとなりますので、直ちに本市の財政に著しい影響を与えるものではないと考えております。

また、格納庫等に係る特例措置については、泉南市固有の問題として位置づけ、国に対して積極的な働きかけを行ってきたところでございます。現行の特例措置が平成13年度まで適用されるなど、全面的な廃止までには至っておりませんが、一定の整理がなされたことにつきましては、それなりに評価をいたしているところでございます。

なお、国に対しましては、今後とも地元との信頼関係の上に立って、地元の意向を十分尊重し、対応されるよう要請をしまいたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。なお、詳細については空対室長より御答弁を申し上げ、その他の内容につきましては、助役及び部長より答弁をいたさせます。

議長（島原正嗣君） 松村空港対策室長。（林 治君「時間の関係上、できるだけ明快、簡潔に御答弁いただけるように」と呼ぶ）御答弁は明快に、しかも簡潔にお願いいたします。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） 答弁する前にプレッシャーをかけられましたが、明快、簡潔に答弁をさせていただきたいと思っております。

9月以来の取り組みをお示しく下さいということでございますが、先ほど市長からお答えした程度でとどめたいと思っております。具体の影響額についてお尋ねでございますので、その点についてお答えをいたします。

2期事業に係る影響額につきましては、空港計画の詳細が明らかでないことから、現段階では泉南市としての影響額は算定できない状況にありますことをまず御了承いただきたいと思います。

そこで、1期の空港島に対する課税の状況を例に御説明をさせていただきたいと存じますが、地方税法第22条の規定により守秘義務が課せられておりますので、イメージとして申し上げることをお許しいただきたいと思います。前段といたしまして、1期の空港島につきましては、最終的には今回の税制改正による拡充対象施設等の影響は及ばないということを前提でお断りしておきます。

まず、1期の空港島の7年度の課税額は、固定資産税と都市計画税を合わせまして約25億5,000万円となっております。現行の税法で軽減措

置が講じられております基本施設としての特例措置による軽減額が約2億8,000万円となっております。また、今回の税制改正により措置することとされております護岸、排水施設、照明施設等の対象施設の拡大による軽減額は、約1億2,000万円程度が見込まれるところでございます。したがって、今回の税制改正が適用されますと、1期の空港島を例にとってみますと、約4億円の軽減額が見込まれるところでございます。これは1期の空港島に係る税収の大体15%ということになります。

次に、今回の税制改正による8年度の影響額ですが、先ほど市長がお答えいたしましたように、実際の影響は2007年、平成19年から生じることになりますので、8年度の影響額は無いということになります。

それから、格納庫等に係る特例措置による軽減額につきましては、7年度の課税実績では約1億2,000万円となっております。改正の内容といたしましては、現行2分の1という特例措置を6分の5の課税標準の特例すなわち6分の1を軽減するという、あるいは8年3月末までの取得資産について2年間延長し、10年3月末までの取得資産について適用対象にする等々の改正案が一応織り込まれておるという状況でございます。

簡単でございますが、影響額等についての説明にさせていただきます。

議長（島原正嗣君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 私の方から、同和行政についてをお答え申し上げます。

同和問題は、基本的人権にかかわる重要な課題であるということから、同和問題の早期解決を行政の重要課題の1つとして位置づけ、広く市民の理解と協力のもとに総合的な施策を推進してまいったところであります。その結果、生活環境の改善を初め、諸般の分野で一定の成果を上げてきたものと存じております。

しかしながら、現行の地対財特法の有効期限が1年余りに迫った今日においても、なお物的事業が相当程度残されております。地区住民の生活基盤の確立を初めとしまして、同和問題の解決に基本的な役割を果たすことから、その完遂に努力してまいっているところであります。

駐車場の問題につきましては、大変長きにわたりまして御迷惑をおかけ申し上げておまして、大変申しわけなく思っております。市としては、駐車場管理運営委員会をお願いいたしまして、その管理を適正にやっ

ただくということをお願いをいたしております。そして、12月1日に地区の皆様方に利用していただけることになりまして、1日から開放いたしましたというような状況でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 地方債の関係につきまして、その取り組み経過等について御説明を申し上げたいと存じます。

第3回定例会におきまして議員の方から御指摘、御提案がございました地方債の借りかえにつきましては、去る9月29日に近畿財務局に、また10月5日には大阪府地方課に対し口頭で、そして10月6日には文書によりまして、本市の指定金融機関に対しまして現行の借り入れレートであります3.15により借りかえの検討をお願いいたしました。さらに、11月の17日に大阪府地方課には文書により再度依頼をいたしまして、精力的に協議をしてみたいものでございます。

結果的には、政府資金につきましては、貸し付け金利は貸し付け時の郵便貯金等の預託金利と同水準に固定され、利ざやのない運用となっております。現行の長期固定金利制度では、低利に借りかえることは極めて困難であるとの回答がありました。

また、大阪府貸付金につきましては、都市基盤整備を促進することを目的として設けられており、制度の趣旨からいっても非常に困難であるとの回答でありました。さらに、銀行縁故につきましては、12月14日付の回答文書で、長期的な資金運用計画を立てて、長期固定金利となっていることから、借りかえによって資金運用計画に支障を来すこと、また証券につきましては、市中に流通することから、投資家保護の観点から金利動向の変化による借りかえには応じられないとの回答でございました。

したがいまして、現時点では低利に借りかえることは、困難であると思われる。今後も引き続きまして、国・府に対しまして要望してまいりたいと考えております。また、指定金融機関につきましても引き続き協議を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 4点目の樽井駅前整備についてのその後の経過で

ございますけれども、樽井駅前再開発事業につきましては、平成2年度に地元において街づくり協議会が設立され、活動を続けてきたところでございますが、一部地権者の賛同が得られないなど、次の段階に進めていないのが現状でございます。

本市といたしましては、これまでの街づくり協議会の取り組みを継続発展させることが大切であると考えております。最近の取り組みといたしましては、ことし9月に街づくり協議会の役員会を開催し、今後の進め方について協議したところ、段階的に整備するなど再開発の事業化が図れる手法を検討したい旨の協議会の意見が出され、それを受けまして事業化の可能性について、規模、手法等、柔軟に検討を進めているところでございます。

また、先行取得用地の暫定的な利用についてでございますけれども、再開発事業の方針を第一に検討する中で、先行買収地の暫定利用の可能性についても地元協議会とともに検討してまいることとし、周辺地域における生活、商業環境の改善に寄与し、また地元街づくり協議会の機運の醸成につながるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 一応一通り御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、空港問題ですが、本会議場ですし、また幾つかの質問との兼ね合いもあって、空港問題全般についてここでお尋ねするわけにいきませんし、とりあえず昨夜大蔵との間で両省での合意があったということですが、このことにもかかわって、特に税制上のことで私はお尋ねをしときたいと思うんです。

ただ、市長、急ぐことはないではないかといったことの意味も含めていえば、第1期工事では、この議場でも私も何回か引用させていただいたことがあるんですが、例えば京大の工学部の教授が豆腐の上に金塊を置くようなことになると。現実にそういう指摘が不幸にも当たりましたですね。5,000億、約5割に上るいわば追加の埋め立てが必要になりましたですね。費用が1兆5,000億。このことは、例えばこの航空審のメンバーのある方が最近も8月の23日に講演をしてるんですが、その講演の中でも、

民間の会社であればもうとてもとてもできなかったのではないかというふうにも言っています。それほど大変な問題であったわけですね。

それから、このこともそうですし、やっぱり環境影響の問題、関西国際空港が作られてからの大気汚染の問題ですね。午前中も市内のいろんな環境問題についての問題を考えるに当たっては、やっぱり相当な排気ガスがこの上空ではばらまかれてるわけですから、こういった大気汚染は一体どうなのかとか、そういった自然環境や、それから地方財政への影響、空港ができたことによって、実はこの空港が地場産業へどういう影響を与えてるんかと。繊維産業や農作物ですね、ここへ中国を初め東南アジアから膨大なものが入ってくるというようなことで、この地域の農作物等についても大きな影響を与えている。ここでつくった農産物が、例えば空港で活用してもらえと思っていただいていた農家の方が、今はもう大変あえいでいるというような問題もあります。

こういったことも本当はきちっと調査もして、1年間の経過を踏まえて調査もせないかん。そういう地域の経済に与える影響ですね。こういったことも含めて十分調査を行って、第2期工事をやるならどうすればいいかという検討を含めてやらないかん。

それから、国の責任も明確にせないかんという点もあります。現実に今度のこの中間取りまとめ、そして昨日のいわゆる合意というんですか、これから見ると、地元の負担という問題がこれから後もずっと尾を引くと思うんですが、私はそういった点は、府民の合意が十分得られるようなことが大事ではなかったかというふうに思います。だから、急ぐことはなかったんではないか。

時間の関係上、ちょっと後を急ぎますが、私は特にこの問題に関しては、去年の3月の泉南市議会でも議会の決議がありました。こういう立場に立って、こういった3月の議会の決議の立場が本当に活かされていくことが必要ではないかと思うんです。6月の議会で、いわゆる反対決議についての撤回問題がありましたけども、この席上で当時の吉川助役が答弁してますが、大阪府とのことで、大阪府の方からは地元市との意思疎通に欠けていたことについて反省してると。特に固定資産税については、新たな税財源としていわゆる空港の全体構想に泉南市の固定資産税を使うようなことはないというふうに大阪府からの話があったと、こういったことを聞かさ

れて、実は反対決議の撤回ということがやられたわけです。

これはあなたが市長になって初めての議会の話ですが、こういうことも前提にあって、今我々はこの第7時空整の問題について見なければならぬんじゃないか、そういうように思います。

市長は一定の評価というふうに言われましたけれども、私が平成4年の12月以来、いわゆる3大プロジェクトのエアラインの関係に、2分の1、5年間の減免、これが問題ではないかと言ってきたんですよ。あなた方はなかなか取り組まなかった。今度このことが出てきて、7次空整でさらにもっともっと拡大、延長されるという事態の中で、その後市長も、それから担当者の方も積極的に取り組まれたことについては私も評価はするんですが、私はもっと早くからこの問題について言ってきたんですよ。このことにもっともっとやっておれば、こういうもんは出てこない。出すこともできなかったと思うんですよ。結局は、新しいもんを出してきて、それを撤回したけども、結局もとのが残ったんですよ、残念ながら。

新たに追加されることについては、特に1期分については、これは押しとどめたり、いろいろ努力された点はわかるんですよ。それは私も評価しますが、そやけど、肝心の問題は残ってるんですね。しかも、それを6分の1というふうに縮めはしたけれども、それが残された。

私は、基本的には先ほども言いましたように、国の施策は国の財源でやるべきだと。人口わずか6万、200億足らずの予算しかないこの泉南市政にそういうことを面倒見さすこと自身おかしいやないか。今度、大阪府は2,000億から空港に使うんじゃないかという新聞報道もありますが、そうすれば、あれは出資でしょう。我々の固定資産税は、もう取られっ放しなんですよ、まあ言うたら。取られっ放しなんですね。

だから今、繊維産業で残念なことに倒産してる企業も、こぞずっと、これまた年末大変ですよ。でもね、あなた方、固定資産きっちり取るでしょう。きのうも空港対策室長のところへ行ったら、5時終わってから、まだわしりんくうに回らなあかん——先ほどどなたかも言うてましたね、りんくうに行ってもらってるとか。ああ、あのことやなと思ったんですが、そういう格好で、今、市を挙げて滞納のないようにというんですか、いうことで今やってるわけでしょう。相手がなぜ滞納したり、払えないかといったら、やっぱり今もう不況で大変なんですよ。そういうところだつて、結局払

わざるを得ない。最初から減免してやる、これほどひどい話はないんですよ。それを国で、国会で勝手にやると。ほんとに許されないんです。市の課税自主権を奪い、法のもとで平等である原則も踏みにじる。これは許されないと。そういう点も含めて、さらに市長としても努力をお願いしたい。

すごく長くなりましたが、改めてもう一度、そういう立場から市長の努力を要請するところです。中の細かい点についてはまだありますが、あえて割愛をさせていただきます。さきにそれだけひとつ簡潔に。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 第1期の税制改正も一方的であったわけでありまして、2期も当初そういうような考え方で国の方は動き始めたわけでありまして、それを察知して我々——もちろん2市1町共通する部分と、先ほど言われましたような格納庫とか貨物ターミナルとかいういわゆる3大プロジェクトについては、主に泉南市の分野であったわけでありまして、これらについて、強力に国なりあるいは府も含めて反対あるいは改善を要求した中で、一定の我々の考え方がその中に盛り込まれたということでございまして、先ほども申し上げましたように、十分ではないかもわかりませんが、今回我々が動いた成果というのは、大いにあったというふうに考えております。

今御指摘のさらにこの3大プロジェクトの格納庫等の2年間延長でございすけれども、この中でも貨物ターミナルについては廃止をさせたということの成果もございすんで、十分とはいかないまでも、今回、昨年の反対決議撤回の、国と地元、あるいは府と地元、空港会社と地元という信頼関係、あるいは意思の疎通を図るという前提に立って、今回は運輸省も、最初多少手続の違いはあったにしても、後の対応については非常に素早く、しかも適切に対応していただけたのではないかとこのように考えております。

したがって、あとまだまだこれからも課題が多く出てこようかというふうに思いますが、今回の交渉というか、対応を1つの契機といたしまして、今後とも積極的に国なり府なりに物を申して、泉南市の発展のために尽くしてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番(林 治君) 市長、この航空問題はこれで置きますが、この間の御努力については評価するんですが、具体的な成果の点では、一番肝心な点をさらにやらなければ、そういう意味での評価はやっぱりまだし得ないというんですか、一定の努力の評価はしますけど、その点だけ明快にしておきたいと思います。

次に、同和行政にかかわる問題です。

1997年の3月末、いわゆる来年度予算をもって、国の方の法律は終わることになるんですが、市長はこれまでいわゆる残事業が——今、部長も私が質問したことと同じことをそのまま答弁されるんで私は困るんですが、これは既に前回の議会で明らかにしたように約46億円ですね。こんなもの實際上、来年度予算に一拳に盛り込むというようなことはできないわけですが、私はそういったことが果たしてどうかということでの質問を1点したわけでありませう。

現行でも、前回の議会で言いましたように、實際上5割を超える負担が——今まで同和事業というのは8割負担です、8割負担ですと。そら計算で、ある特定の対象だけは8割で、實際上、その事業全体で見れば、私がこの前言いましたように、5割を超える負担を一般財源でやってる。市民の税金で直接負担をしてるということです。だから、こういうことはいつまでもできないですよ。もう既に154億円も費やしてきてるじゃないですか、ということなんです。

それは鳴滝地区も信達も樽井も新家も男里も西信も、同じような行政をやった上にプラスアルファで、ここで5,800万円からの固定資産税、都市計画税の減免と、それから3,400万円に上る国民健康保険税3分の2の減免ですね。これで約1億円減免やってきたわけですが、それにさらに11億円の同和事業をやる。ここが問題だと言うてるんです、プラスアルファが。だから、それぞれの町に毎年年度が変わって、そこの地元の議員や区長さん等に10億近くの事業を特別にやりますよというて言うて回ったら、皆さんどれほど喜ばれるか、私は、市長が市政懇談会をいろいろあちこちやってるんですから、一遍そういうように伝えてみたらいいと思うんですよ。

そういうことを毎年やってきてるんです。それで、いつも部落差別がなくなると。そんなばかなことないんですよ。もうこれは、逆差別を起

こしてる最たるもんになってきてるんですよ、今。しかも、同和行政をやるということであな方が示したように線引きをやって、ここから同和地区で、ここから先は一般地区というふうに分けてる。

これでは、いつまでも行政が一般市民と同和地区民と分けしてるんです。私がやってるんと違うんです。市長、あなたがやってるんです。それで、差別なくすんじゃ、差別なくすんじゃって、そんなもんは何にもならんわけですよ。そのことを言うてるんです。だから、既にこういうふうになってきてる今の行政の実態を、やっぱり早いうちに終結することを私は求めますし、そのことについての見解をお聞きしたいと思います。

それから、もう1つは駐車場問題です。この駐車場の土地は、市としてはどういう財産ですか、ひとつ簡潔に一言で教えてください。それと、だれが責任であそこの駐車場問題についての責任を持ってるんかですね。どの部局が持ってるかですね。

議長（島原正嗣君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 登録事業の中でいわゆる物的事業、この中におきましては、従来から精力的に努力いたしてまいりました。あと1年余りの残りの期限でございますが、これにつきましては、その完成に向けて今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

固定資産税の減免につきましても一定の見直しをし、要綱を定めて実施しておりますし、また国保あるいは保育料の減免とか、こういうような問題が残っておりますけれども、これにつきましても市長会のレベルで検討され、その統一的対応が今後なされるという予定でもございますが、今のところその分についてははっきりと出ておりませんが、それにつきましては、その見直しも含めてやっていきたいというふうに考えております。

駐車場につきましては、どういう財産かというような御質問でございますけれども、これは泉南市の行政財産でございます。泉南市のものでございます。

〔林 治君「どこの分や。どこが担当してるのか」と呼ぶ〕

同和対策部長（金田峯一君） （続）その管理につきましては、責任の窓口といたしまして、同和対策部でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） さきの問題はまともに答えられないので、またの機

会にします。

あそこの駐車場の管理を委託すると言うんですが、どういう委託の仕方をしたんですか。どういう貸し付けをしてるんですか。

議長（島原正嗣君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 先ほども申し上げましたように、市の行政財産でありまして、市のものでございます。そして、その利用するに当たりましては、駐車場を利用していただく側で地元の力を借りまして、自主的な運営管理をしてもらうということから、駐車場管理運営委員会——5名の役員さんでございましてけれども、依頼をいたしました。自主的な運営管理をしてもらうということをお願いしております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） その委員会には具体的にどういう貸し付けをしてるんかと聞いてるんですよ。

議長（島原正嗣君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 市として、貸し付けたとかそういうような状態ではございませんでして、あくまで市の財産でございます。その中で利用していただく側での自主的な運営管理ということで、その運営管理を依頼したということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ここに12月分会費ということで、鳴滝地区駐車場運営委員会の会長徳野利勝さんですか——のお名前で5,000円取ってるんですがね、こんなことができますか。こういうことをやるんなら、議会の議決が必要ですよ、これ。地方自治法237条わかってるでしょう。市長、どうですか。いつまでも同和部長のそんな中途半端な答弁ではぐあい悪いですよ。どういう委託状を出したのか、委託契約がどんなふうになされてるのかを含めて全部出してください。

議長（島原正嗣君） 金田同和対策部長。

同和対策部長（金田峯一君） 市から依頼状を提出して依頼をいたしております。その中で駐車場運営委員会におきまして、会員制を設けまして会費でやっておるということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 会費でやっていますいうて、市の土地で会費を取って

人を集めてできませんよ。それじゃだれか、例えば私でもあそこへ行って車をとめたら——とめられないでしょう。とめられないんですよ、これ、会費を取ってるから。あんた会費と言うけども、そんなもの、これ地方自治法違反ですよ。5,000円で、どこでだれが決めたんですか。市の財産についてこういうことをやるのはだれの責任で、だれができるんですか。そんなことわからんとやってるんですか。今の話を聞いてると、会費でやっているとすることは、部長はそれを知ってるということでしょう。知っててやらしてたら、けしからんですよ。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 駐車場につきまして、私の方から若干御答弁を申し上げたいと思います。

この駐車場につきましては、先ほど同対部長からも申し上げたとおり、地域の自主的な管理ということで鳴滝地区駐車場管理運営委員会をつくっていただきまして、そしてそこへ管理をお願いしているところでございます。この方法といたしましては、市といたしましても一番よい管理方法だと判断しているところでございます。

そして、なお管理運営委員会の構成というんですか、委員の方は、今まで同和対策事業を行うについて、泉南市同和事業促進協議会というものを設置いたしまして、市の主体性において事業を行っているところでございます。（林 治君「助役、今そのことを聞いてるんと違うんです」と呼ぶ）その促進協議会の中で地区協議会というのを設置しておりまして、その協議会委員で……（林 治君「議長、ちょっと待ってください。私が聞いていることに答えずに、別なことを答えてるんですよ」と呼ぶ）その運営委員を設置しているということで、市といたしましては……（「議長、そんな答弁やめさしてください」と呼ぶ）この駐車場の管理が一番いい方策だというように理解しているところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 何を答弁してるんですか。行政財産であれば、議会の議決もなしにできないでしょうと言うてるんですよ。そんな経過をたらたら、たらたらと、そこらで隣組でやってるようなことと違うんですよ、これ。何を答弁してるんですか。第一、同対部長は私の示したことについ

で答えて、会費を取ってると言うたじゃないですか。おかしいじゃないですか。議長、扱いをちょっと考えてください。委託契約を全部出してください。

〔林 治君「地方自治法の完全な違反や。監査も何も通れへん」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 契約につきましては、委託契約はやっておりません。管理を依頼をしたと、お願いをしたということでございます。

〔林 君「なおさらあかんやないか。私は資料を示してるんやから」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） あとわずかですけども、暫時休憩します。ちょっと話し合いがかみ合わないのので、暫時休憩します。

午後2時16分 休憩

午後3時58分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） 先ほどの私の答弁で、誤解を招くところがありました。

そしてまた、貴重な時間を休憩に費やしまして、まことに申しわけなく思っております。この場をお借りいたしましておわびを申し上げたいと思います。再度、駐車場問題につきまして私の方から回答申し上げます。

先ほどの林議員の駐車場問題の質問については、適正を欠く処理と思われるので、若干時間をいただき再検討を行って、3月議会をめぐりに条例化も含めて処理してまいりたいと存じますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） あと時間もわずかでもありますし、この問題につきましては、やはり行政財産ですから、適正、適法に処理を要請したいと思います。今後も御報告をお願いしたいというふうに思います。

続いて、地方債のことでありますが、時間が少ないので十分論議はできないなというふうに思うんですが、この政府の資金の問題でも、郵貯の問題を言われました。郵貯の問題につきましても、これは既にご存じのように、政府資金のすべてが郵貯でもありませんし、また郵貯の場合は、それ

それぞれの時点での利息というふうになってるわけですから、このことについては大蔵省も認めているところです。これは、我が党の志位和夫書記局長の秘書が大蔵その他自治省とも交渉の経過の中で明らかにしているところです。

それで、法的には認めるけれども、実際上なかなか対応できないというところがあると思うんです。だから、これは声を大きくしていかないかん。決算時にも言いましたけども、市長、市長会自身が市長会の名をもってこの地方債の借りかえを政府に要求してるところでしょう。だから、そういう運動をより一層大きくしていくということが大事だと思うんです。

それから、大阪府も大阪府市町村施設整備資金貸付要綱の第15条で、市町村は貸付金の全部または一部を繰り上げ償還することができると、明快に何の条件もなしに書いておるわけですから、その点で大阪府に対しても、高い金利のものは、見ますと、56億のうち46億が空港関連事業として借りたものですから、私はこの点でも対応できるんじゃないかというふうに思います。

それから、市中銀行の方も、市中銀行のそれぞれの3行との地方債要綱——先ほど冒頭に言いましたように、その要綱等でもそのことは可能であります。

それから、あと樽井の駅前周辺の整備の問題も、ひとつ具体的に進めるように、年に1回役員会の会議を持ってそれでというような話じゃなしに、もう少し具体的な対応をお示しいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 地方債の件につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、各相手方から困難であるという形で回答をいただいております。これにつきましては、我々といたしましてもこれですべて終わってしまうということではなしに、事あるごとに要望なりを出していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（島原正嗣君） 林君、もう時間ですけども、もう1回。

〔林 治君「答弁だけはもらえますか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 樽井の駅前の関係でございますけれども、先ほども答弁をさしていただきましたように、街づくり協議会の方も縮小案で

もということで意見をいただいておりますので、我々としても現在、暫定利用を含めた樽井駅前の整備の方針づくりに取り組んでおります。今後も引き続き地元の街づくり協議会と十分連携をとりながら、また関係機関とも協議を踏まえながら、できるだけ早い時期に一定の方針が出せるように鋭意努力してまいりたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 借りかえの件につきましては、御提案をいただいて以来、私どもも精力的に動いておるわけなんです、現在なかなか期待どおりにはいっておらないという部分はございますが、さらに引き続いて、特に府貸付金を含めて大阪府等に私自身も努力を重ねていきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、8番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

8番（小山広明君） 小山広明でございます。質問に入る前に、今、泉南市民の1人が12月12日の朝、海に漁に出たままいまだに帰らない状態にあります。これまで大阪湾で漁をする人たちが300艘以上の船を出して、またヘリコプターなどを出して捜してきたわけでありましてけれども、見つからずその捜索は18日に一応打ち切られております。しかし、身内の方々がきょうも朝から捜しに出られる状態です。広い海を捜すことは、個人の善意だけでは限界があります。何らかの行政としての対応が必要だということを申し上げ、質問に入らせていただきます。

時代が進めば豊かになるはずが、ことしの出来事を思うとき、逆に不安が増してくるとはどういうことでしょうか。神をも恐れない人間の行き着く先は、地獄しかないと思います。外国映画を見ていると、まず神様に謝りなさいと、子供に親が言う場面がよくあります。そのとき、子供と一緒に家族が祈りをささげています。私たちの場合は、どうでしょうか。ただ悪いことをしたことを謝りなさいというだけですが、よくわからないまま子供はわびたまねをするだけではないでしょうか。本当に頭を下げれるのは、ある意味で人間を超えたものに対してしか真からわびることはできないということも想像はできます。しかし、それが簡単に見つけ出せるもの

では当然ありません。

1枚の葉っぱさえつukれない人間が、と人間の何でもできると思い上がっていることを戒める言葉があります。どのようなものにも命が宿るとして生きてきた人たちが、これまでに、また今も存在することを私たちは知っています。生き物の中で人間の生きる道は、つつましく、遠慮しながら生きさせてもらうということを旨としていかなければならない面もあるのではないのでしょうか。そのような認識を基本に、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、平和について。武力によらない絶対平和主義の憲法前文と9条の面から、今日の日本のあり方をどのように思われるのか。

次に、環境については、山、大地、海を仕事の場としている人たちがそれらと同じように生きられなければなりません。その人たちが仕事として成り立つためには、どのようにしたらよいのか。

次に、人権についてであります。泉南市内には内職をされておられるたくさんの方がいらっしゃいます。あるタオルの内職をしている方が、1日6時間働いて月に2～3万円しかならないといひます。これが世界一豊かな国の人たちの生活の実態であります。それこそあらゆる差別をなくそうとか、また部落差別はなくなりつつあると言っている社会の現実であります。文句を言う者がなければ、文句がないということではありません。このような現実をどのように思われるのか。

次に、宗教について。オウム事件は人間のあり方、社会のあり方を問うものであります。豊かさ、幸福と深くかかわっています。教育の中で、宗教に関する取り組みと今後についてお示しをいただきたいと思ひます。

大綱の2つ目は、関西新空港についてであります。

今までなかった飛行機の音が日常の生活の中に入ってきています。一人一人の人間は異なります。音が気になる人、ならない人、さまざまあります。嫌な音だけを受けの人が圧倒的に多いと思ひます。この上にまだ全体構想という工事をするとすることは、恐ろしさを私は感じます。バブル崩壊は何も経済面だけではありません。本質は、開発という名の自然破壊をやめるといひ命の叫びであると私は思ひます。命ある人間の感性で市長のお答えをいただきたい。

また、全体構想に対して、住民合意ということが言われておりますが、

住民がこのことに具体的に参加する道はありません。私はこのような住民に大きな影響を与える問題については、住民投票を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

大綱の3つ目は、河川の機能回復について市の取り組みを伺います。

私は、生まれて初めて川を海から山に向かって歩きました。川は本当にかわいそうに思いました。全く水のないところもありました。単車が、石油ストーブが、農業用のビニールシートが、買い物用のポリ袋に入れられたごみが、たくさん捨てられていました。何年も掃除した形跡はありませんでした。私たちは、予算の中から必要な経費をこの川の掃除といいますが、川が汚れることに対して使うべきではないかと思えます。

でも、新家川の高野橋を少し上がると、しゃらしゃらと音がする昔の川が出現しました。魚が気持ちよく泳いでいました。私にとって初めての発見でした。何重にも重なった落ち葉の間から水がわき出るように流れていました。その水が、高野橋の下からほうろう会社のところまではどこに行ったのか、全く消えてありませんでした。高野の東の外れでは、滝のように水が川に落ちていました。池の水を畑に入れている残り水でしょう。その辺からは、岩盤が川の側面をつくっている川でした。そして、しばらく行くときれいな木々が川に覆いかぶさっています。しかし、突然不自然なコンクリートの柱が目飛び込んできました。高速道路であります。どれだけ多くの命がこの工事のために亡くなっていったのか。大水で川幅がえぐり取られているところもありました。今回はここまでしか私は歩けませんでしたが。私は、年に一度はみんなで自分たちの川を知る取り組みを市がやってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

最後の質問は、市営住宅の払い下げについてであります。

これまで本会議でも、市が明確に住民の皆さんに払い下げを約束してきたことは明らかになっております。住民に無断でマスタープランをつくったという批判には、市長は、住民の意見を聞くためのものであるとのこのマスタープランの位置づけをされました。住民と対話をしていくとの基本に立ったものと、私は評価をいたします。

その上で11月の15日、何回目かの市の説明が多くの住民の参加のもとに開かれ、私も初めて傍聴させていただきました。払い下げの約束の中で、今まで住民はみずからが住宅に手入れをしながら住んできたと言って

おりました。ごく当たり前の要求として、住民は払い下げを求めていることを知りました。これまで市長は、住民みずからが納得する形で結論を出したいと、住民の前に約束をしてきました。この問題に対する市長の御答弁をいただきたいと思います。

答弁によりましては、自席から質問させていただきます。

議長（島原正嗣君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、私の政治姿勢に対する質問についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の平和についてでございますが、さきの太平洋戦争におきましては、数多くの方がとうとい命を亡くされましたが、とりわけ沖縄県民の方々にとっての戦時中の惨禍は、耐え難い苦痛とはかり知れない損害であったと認識をいたしております。このように、戦争はいかなる目的であっても許されるべきものではなく、二度と起こしてはならないという思いも人一倍強く考えております。したがって、平和に対する願いも強く持っているところでございます。

御指摘の憲法第9条のいわゆる戦争の放棄につきましては、その位置づけが定められておりますので、そのもとに日本国は歩んできたというふうに考えております。

次に、環境の問題で、海や山で仕事をしておられるの方々についてどうかということでございますが、特に泉南市はもともと一次産業のウエートが高かったわけでございますが、最近若干変動いたしておりますけれども、自然環境の中で海、すなわち漁なり海辺を使ったお仕事、そして山、特に林業といえますか、そういう形でのお仕事をされている方、あるいは農業をされておられるの方々というのが非常に多かったというふうに思っております。今ももちろん頑張っておられる方もいらっしゃいますが、やむを得ず転職された方もおられるというふうに思っております。いずれにいたしましても、泉南市は海から山までであるという自然環境の中で、そこで生活を営んでおられるの方々については、やはりこれはぜひとも頑張っていて、後世にその仕事を伝えていくようにできればというふうに思っているところでございます。

それから、人権問題についてでございますが、これも日本国憲法第14

条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」というふうに規定をされております。したがって、本市におきましても、こういう考えのもとにことしの3月には泉南市の部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例を制定いたしまして、6月1日から施行いたしたところでございます。

今後は、この精神に基づいてさらに差別のない、明るい住みよい泉南市をつくっていくために、行政としての役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、宗教と教育という問題でございますので、これについては教育長より御答弁をいたさせます。なお、以降については各担当部長より答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 小山議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、学校教育の現場における宗教教育のあり方の現状と、そしてせっかく起こりました宗教団体による大変な事件から考えて、宗教教育についてどう考えるかというふうな御意向だと思っておりますので、そういう方向でお答えを申し上げたいと思います。

御承知のように、憲法あるいは教育基本法におきまして宗教教育は禁止をされているということで、教育の場では、宗教とかがかわることは避けたい方がいいというふうな考え方が非常に強うございまして、教育委員会といたしましてもそういった方向でまいっておるわけでございますが、先ほどの事件から考えまして、現在私たちは、憲法や教育基本法が禁止をしております宗教教育とはどういうことなのかということを改めて考えなければならないというふうに考えておるところでございまして、教育基本法にありますように、特定宗教のための宗教教育というふうに規定されておりますので、特定宗教と申しますと、これは私は宗派教育だというふうに考えるところでございます。

国公立の学校教育におきましては、宗教的中立という立場を厳守しなければなりませんので、宗派教育は厳重に禁止されなければならないというふうに考えます。このことは、憲法に言われます信教の自由ということを守るためにも、当然のことだというふうに解釈するところでございます。

学校教育における宗教教育の基礎というのは、やはり広い視野における人間をつくる教育の一環としての大きな視野を持っての教育をなされなければならないというふうに解釈するところでございますが、そういう意味では宗教教育を全面的に宗派の教育じゃなくて、宗教教育の基礎として、やはり子供たちに宗教知識教育として私は与えていかなければならないんではないかというふうに考えるところでございます。これは、憲法なりあるいは教育基本法に抵触するものではないというふうに考えるところでございます。

宗教知識教育につきましては、直接宗教問題を取り上げております社会科とか、あるいは特に歴史分野あるいは倫理とか、そういった分野での教材の中で、いかに宗教を教えるかということを工夫しなければならないと思いますし、そのためにはカリキュラムの研究とともに、教師が宗教に対する正しい認識や理解を持つことが必要だと考えます。

そういった意味におきまして、今後こういうことを踏まえながら、特定の宗教によって人の生き方が支配されるのではなく、人としての生き方をしっかり見きわめて判断する力や確かな選択力を備えていくことが肝要かというふうに存じます。

したがって、宗教教育ということだけでなく、学校教育全般を見直していく中で、従来の知識の量とかいうことでなしに、あるいはまた知育偏重の教育から、人が人として尊重される、個性を大切にしたい人を生かす質への転換を全般的に図っていかなければならないというふうに考えておるところでございます。知識あるいは理解を重視することから、思考力あるいは判断力、創造力、これを重視する教育活動の展開をしてみたいというふうに考えております。これからの教育の営みの定着を図りながら、一人一人の子供がしっかりとした意志と自他ともに認める個の確立を図ることが、何をおいても大切なことだというふうに考えておるところでございます。

こういった意味で、今後とも人間をつくる教育の一環としての大きな視野を持った教育としての宗教教育の内容について、信教の自由を守るためにも、教職員の正しい理解と研究、また理解を深めてまいりたいと、かように思うところでございます。宗教教育に関係しての答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） 環境の関係につきましてお答えをいたしたいと思います。

関西国際空港及び関連事業に係る環境監視につきましては、大阪府と関係地方団体の長で構成いたします関西国際空港環境監視機構において、環境面及び社会経済面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、環境監視等のデータを収集、検討するとともに、必要に応じて調査等を行い、各事業主体等に対する対策の要請、勧告の措置等を講ずることにより、地域住民の快適かつ安定した生活の確保を図ってまいったところでございます。

新空港の建設に伴う環境への影響、特に飛行ルートの問題につきましては、これまで本議会におきましても2度にわたる反対決議がなされていること等を踏まえ、また地域と共存共栄する空港づくりの観点から、3点セットの考え方が堅持されるよう国に対して望んでまいりたいと存じております。

2期事業の環境に与える影響につきましては、今後環境アセスメントの経路を経た上で明らかになってまいるものと存じますが、そうした時点で、地域と共存共栄する空港づくりの観点から、市民生活に悪影響を与えることのないよう十分チェックをしてまいりたいと存じます。

また、御提案のありました住民投票を行ってはどうかとの御意見でございますが、住民合意の形成につきましては、そうした手続の過程で十分議論がなされ、住民の合意形成が図られることが好ましいことではないかと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問のうち、河川の機能回復策について御答弁申し上げます。

河川は、これからのゆとりと潤いのある新しいまちづくりを進める上で欠かせない要素であり、近年、水辺への関心は非常に高まっております。

これからの豊かで文化的な新しい生活の基盤となる潤いのある都市づくりを進めるため、景観、自然、ゆとりの場として充実を図るとともに、効率的にしゅんせつ等をし、維持管理の適正化に努めてまいりたいと考えて

おります。

また、河川の整備につきましては、市民生活に密着した事業であるということを十分認識いたしておりますので、住民の方々の要望をベースに、現況を踏まえ、緊急性の高い箇所から順次行っていくとともに、迅速に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、河川の汚染抑制でございますが、当然その根幹をなすものは下水道整備でございます。下水道部といたしましては、言うまでもなく、今後より一層の下水道の整備促進を図るべく努力してまいりたいと考えておりますが、何分多大なる時間と経費を要するという現状を踏まえますと、下水道未整備区域の小型合併浄化槽の普及促進と、あわせて総合的に生活雑排水対策を推進し、さらに関係部局と十分調整しながら河川の汚染抑制を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 4点目の市営住宅の払い下げの関係でございますけれども、市営住宅の問題につきましては、耐用年限の経過している木造住宅でございますけれども、平成5年度に住環境の整備や住宅ストックの増加を図るために、住宅再生マスタープランを策定いたしまして事業推進を行ってきたわけでございます。

しかしながら、議員も御指摘のように、本年2月には入居者の皆様方から住宅の払い下げの要望書が提出されたところでございます。その後今日まで、入居者の代表の方々を初め、多くの入居者の皆様と協議を重ねてまいりまして、御意見、またこれまでの経過などにつきまして拝聴させていただいております。

その協議の中におきましても、本年12月中に一定の方向をお出しするというお約束もさしていただいております。この間、市長みずからも大阪府に出向いたほか、私も含め担当者が何度も大阪府の方と協議を重ねてまいっておりますが、お約束の期限も迫っておりますので、近々、今月中に市として最終的な決断を行い、入居者の方々に御説明をさしていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 一通り御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

した。かなり具体的に聞いたはずなんですが、具体的に聞いたことについては、きちっと答えていただきたいと思うんですね。

1つ、河川の答弁、私は答弁になってないと思うんですが、河川に水がないわけですから、下水道を何ほ整備したって、水がないということは関係ないわけですからね。しかも、高野橋を上へ行けば水が流れとるわけですね、きれいな水がね。魚も泳いでおりますよ。

だから、そういうものを、僕は市民がもっと自分の川を知るために——私も初めて行って、あんなきれいな水が流れ、あんな魚が泳いどるということを知らなかったんですよ、正直。だから、私が提案したように、やはり市民が自分たちの住んでいるところの川がどんなになつとるかということを見るような行事を市民が考えながら、市もそれに何らかの支援というんですか、取り組みをしたらどうかという提起をしたわけですから、そういうことはどうなのか、答えをちゃんといただきたいと思うんですね。

それから、維持管理がなされておらないと、河川というのは汚れほうだいいになるわけですし、私もたくさん写真を撮ってきたんですがね。水路の上に物が建つとったり、行こうと思ってもそこは歩けなかったり、水路に水が出ないように何かせきがとめてあって、あの水は一体どこへ行くのかなというようなところもありますね。大水が出たときに、どっか水がついたからふさいで、そのまま放置してあると思いますよ。

これ、来年の1月、2月になったら水が多くなるわけですから、やはりそういう河川の管理をちゃんとやらしてもらわないと、大きな道路をつくることだけが、私は生活基盤の整備じゃないと思いますよ。水というのは、私どもの生活にとって大変大事なところですから、泉南市が管理しとる水については、早急にきちっと現状を把握して、どうしたらいいかということをやってもらいたい、こういうことを提起したわけで、この2点についてちょっと御答弁いただきたい。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 河川の問題につきまして御答弁申し上げます。

まず、第1点目の高野橋より上流には清流が流れておると。中間に行きますと水が消えてなくなり、また雑排水に変わっておるといふ御質問だったと思うんですが、何分泉南市が管理いたしております中小河川につきましては、山が浅いと申しましょうか、谷が浅うございまして、水量が絶対

的に少ないというのが現状でございます。それで、下流まで清流が流れてこないというのが最大の理由になっておりますが、また下流に行きますと、議員御指摘のとおりごみ等でかなり汚れているというのは、私も認識はいたしております。

その対応といたしましては、私ども施設課の職員が随時パトロールをいたしまして、環境の悪化している部分につきましては、鋭意清掃、しゅんせつ等を行っているのが現状でございますが、何分、今後は各市民にも川をきれいにする等のPRも必要ではなからうかということを考えておりますので、下水道部としましても市民への、河川をきれいにするというんですか、ごみを捨てる等のことをしないよう、モラルの向上等、川の大切さを知ってもらえるようなPRに努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 同じことを何回も議論しても仕方がないんで、私が言ったことについては、やっぱり参考にして、私、今の答弁じゃとても納得できないですよ。市民が親しむにしても、きれいな川が戻ってこなかったら、そら汚いところへは行きませんからね。

そういう点では、看板にしても危険だから川へ入るなという看板が至るところに立ってますよ。危険だから入らないで、どんどん人が川に近づかないようにしとるわけで、むしろ川に親しんで、川が1つの市民の大きな豊かさをはぐくむ空間にしないとイケないんじゃないですか。犬が1匹河原を歩いてるところが新家で見当たりましたけど。あれを見るだけでほっとしますよ、河原を歩いとるだけでね。そこには砂場もありました。

そういうことで、やはり公園なんかの整備に合わせて、河川を人々が常に親しむような、そういう空間にぜひしてもらいたい。市長が言う水・緑あふれる、夢がある泉南ということをはんとにそういう小さなところからやってくださいよ。ただ空港をつくってというだけではなしにね。毎日必要になるそういうところをお願いしたい。市長にもかたがた、市長のキャッチフレーズ、僕も大変好きなんでね。この間歩いて初めて、あの河川のひどさに胸が痛くなりましたよ。紺谷川を上がりまして、それから新家川をまた上がりまして歩いたらね、とても自慢できるというんか、あ、この

泉南はいいなと思えなかったですから、そこはぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、市営住宅については、市長が市民との対話、市民と一緒にお話をしながら行政を進めていきたいということですから、私はここで、私から答えを言うのもあれですけども、やはり市民の多くの思いですね、当事者の思いに沿って、市長がみずから納得する形でということですから――今の答弁を聞いとると、大阪府が何か先に判断して、それを受けて市長が市長の名前で判断するようにしか聞こえなかったんですが、市長自身のこの問題に対する考えが明確に表に出るべきではないかなと。その上で、府なり国なりに理解を求めていくと。

府なり国は、やっぱり事情を余り知らないわけですからね。一般市民の方でも、公営住宅をそんなん払い下げるのはおかしいのと違うと。そんなもの払い下げるべきじゃないで、という一般論はあるんですね。それは泉南市が過去190戸近い市営住宅を払い下げるといふ市の方針として出して、その後3団地については市の都合で払い下げができずに時間がたち、そのうちに何か国の方針も、三大都市圏では公営住宅の高度利用というんですか、住宅をふやすということ建てかえという計画が出てきて、ずっとそこに乗ったと思うんですが、これは事業部長のお話でも、そういう過去に払い下げをするという約束をしておいた事実を知らなかったということをおっしゃるわけですから、私はこれは正直でよかったと思うんですよ。

しかし、人間は間違ってるというんか、こうした方がいいという道が見つかったときには、勇気を持ってというんか、勇気を出す必要はないと思うんですが、当たり前前の対応をしていくというのが、私は市民と一体、対話、一緒に考える市政ということをおっしゃるんですが、この問題について、私は市長の答弁が欲しかったんですが、ちょうど市長の答弁がなかったんで、改めて市長にこの問題に対する決意というんか、考え方をお聞きしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 入居者の方々とは何度か話し合いをさせていただいて、一応ことし中に一定の結論を出すという考え方をお示ししております。その間、当時払い下げに至った経過、あるいはそれがなぜ3団地残ったのかということも、ずっと昔の議事録も含めて再度調べ直しました。大体わか

ってまいりました。

それは、その当時そういう1つの経過があったわけでごさいます、現時点はいろんな縛りもあるという中でどうするのかということなんです。これは、入居者の方々は当然払い下げを望んでおられるという面は、わかる一面がございます。しかし、行政として考えた場合、やはり市営住宅の供給といいますが、マスタープラン等を立てておるわけでごさいます、これは建てかえることによって、環境の整備と、そして既入居者はもとより、さらに市営住宅を求めておられる方々にも供給をするという、こちらはこちらで1つの大儀があるわけでごさいます、その辺を勘案しながら、今いろんな経過並びに国・府なりの御意見も含めて取りまとめをしたいというふうに考えております。

府の方からは、一応今週中ぐらいに一定の考え方といいますが、十分しんしゃくをした上での話でごさいます、いただけるというふうにお聞きをいたしておりますので、それらをもとに最終的な判断をしたいというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） この問題についての矛盾点を私なりにいろいろ追求しても、いろいろ水かけ論的な部分もありますし、やはり市長は泉南市の市長ですので、市長も今理解を示されました、市営住宅に入っておられる住民の方の払い下げをしてほしいということは、理解をできるというようにそこで言われたわけですから、そのことに立って、泉南市長として大阪府の意向を聞かないとできないのであれば、それはちゃんとやっていただかないと、大阪府の結論がある意味で出てしまってから、市長としてそれと違うような結論を市長がもしするとなると、行政レベルでもスムーズにいかない面がかなりあると私は思うので、その辺は明確に、市長の考えがきちっと出ておるということは大事と思うんですね。

一般論でいうと、ほかの方々も公営住宅だから払い下げるのはおかしいというのが一般論としてあるわけなんです。しかし、190戸ほどあったうちの120戸は、既に公営住宅であっても払い下げた事実があるわけですね。そして、本会議の議事録にも、払い下げる方針ですということを言っております。しかし、その後、この間の議会でもちょっと明らかになったのかな。決算委員会の質疑の中で、ちょっとあやふやなんです、払

い下げは考えておりません的な発言もあるわけですね。

これは、払い下げる側からいえばちょっと不利な情報かも知りません。これは公開されとる情報ですから、別に隠す必要はないんですが、こういうことも1つ考えますと、私は必ずしも住民が願っている払い下げの方向に簡単にいける問題ではないと思うんですよ。しかし、住民の皆さんに払い下げはできませんよということを明確に言ってないことは、事実だと思うんですよ。いや、議会で言うたんだから、公の場で言うとするんだから、市民に言ったこととイコールだよという理屈も成り立ちますからね。

そういう点では、この問題は当たり前の対応をするということであれば簡単だと思うんですけども、仮にこれ、払い下げができないというような結論を出すとすれば、これは大変な、そういう約束の問題、また住民の理解を得なければ建てかえができない問題もあれば、トータル的に考えるならば、常識的な払い下げをするという結論しかないんじゃないかなと、私はそう思うんですよ。そうなれば、今の府との関係の中から、かなりこれ難しいですよ、ある意味で。マスタープランをつくっとる面がありますからね。

しかし、市長はここで、本会議場でマスタープランをつくって市民に説明しようと思ってたんだと。私はちょっと苦しい言い分だと思うんですけども、市長がそう言うんですから、それは否定しません。しかし、マスタープランをつくって、市民の意向を聞いて、住民の意向を聞いて、住民が今市長が言うようにみんな払い下げをしてほしいんだということであれば、マスタープランをつくった目的はある意味で達するわけですから、それで住民の意向に沿って払い下げをするという結論を市長は出そうと思ったら出せるのか。その辺はどうなんですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、今までわからなかった、なぜ3団地の払い下げができなかったのかというのはわかりました。それらも踏まえて、さらに大阪府、国等の意見も聞いた中で、いろんな要素を十分情報として入れた中で判断をしたいということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 市長がこれから自分の主体を持って判断をするんですから、余りそれを狭めるような議論はしたくないんですが、再度、市長が

マスタープランをつくったのは、決して住民を無視して内緒でつくったんじゃない、これを住民に説明をするためにつくったんだということをこの場で言われたわけですから、そういうある意味でフリーな、今判断する場合に、払い下げするというのもしないというのも、市長がフリーに判断できる状況にあるということだけは、私理解をしたいと思うんですね。

何か答えが決まるとするのに時間をずるずる延ばしとるんではなしに、ほんとにある意味で苦渋の判断をするために今あるというように理解をしたい。年末ですから、12月いっぱいと言ってももう間もなくですので、多くの人たちが願っている方向で結論が出せれば、ほんとに私たちの泉南市の市長というようなことで、市民の多くの方も市長の公約、対話をもって行政を進めるという行政に信頼をしますよ、私はね。これは泉南市政がどうあるべきかということが1つわかる、大きなメルクマールみたいな問題を持つとるんじゃないかなと思いますので、大変な判断としますけども、よろしく願いをして、この質問については終わっておきます。

それから平和、環境、人権とあっても、集約されれば、私は人権の問題ではないかなと思うんですが、最低賃金法というのがありますね。内職というのは、おそらく私はその枠内にはないのではないかなと思うんですが、だからといって内職労働者が不当に安く使われとるとしたら、それは法の精神からいったら問題ですね。

この点で、やっぱり人権問題がこういう具体的に経済的な差別という状況にあるということは、私はゆゆしき問題だと思います。この方が、じゃ団結をして、もう少し上げてくださいと言える状況にあるかといったら、ないんですね。言うたらなお仕事が切られて、月2～3万の収入もなくなるという不安の中にあるわけですよ。一体、こういう社会状況が正常な状況であるかどうか。私は、決してこれが豊かな状況ではないように思うのですが、この面について行政はどれぐらい把握をして、この問題はどのように認識されとるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほどの小山議員の質問でございますけれども、内職のその辺の賃金のところまでは、私どもの方では把握いたしておりません。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 行政ですし、社会ですから、要求しないことに施策なしというようなところもあるんですが、要求がないからといって、それを放置しておいたらいいという問題でもない。泉南市がどういう状態にあるかというのは、私はせんだっても漁師さんの皆さんの現状とか、それからきょうの住宅問題での、住宅に入っとる人たちのある意味では生の声という形でお伝えさしていただきましたけども、やっぱりこの内職労働者というんか、これも大きく日本の産業を支えとるわけでしょう。

そういう点では、現状を把握するという点については、やはりやっていただきたいと。その人が積極的に要求するかどうかは別としてでも、そういう状況にあって、そこを踏まえて泉南市政をやるんだと。泉南市が共存共栄とかいろいろ言うときに、そういう人たちの実態も把握されて言うのかどうかというのは重要な問題だと思うので、やってないということですが、こういう面での再度突っ込んだ、泉南市の内職労働者の実態が一体どういうところにあるのかということ、ただ上からぱっと聞いたってなかなか出てきませんよ、こういう問題は、ほんとにそういうことを把握する方法にも一考を要すると思いますけども、そういう点でどうですか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 現実には、積極的な調査というのは行ってないわけでございますけども、先ほど小山議員からの御指摘、御意見でございます。大阪府等、その辺の状況を把握しているかどうか確認をさせていただきますと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 1つの例で内職労働者の件を出しましたが、あらゆることで泉南市が一体どういう状況にあるかというのを的確に把握する必要がありますよ。これは全体的にもそのようにするべきですね。福田さん、こちらを見て笑っていらっしゃいますから、ひとつよろしくお願いします。

それから最後ですが、宗教の問題についてもう少し突っ込んでお話をしときたいと思うんですが、おとといですか、久米宏さんが戦後50年ということで、自分の人生を振り返って言っとったんですが、豊かになれ豊かになれといって戦後來たと。しかし、豊かさというのは一体何やということ、聞かずに来た。私は、この宗教の問題でも重なっとるわけですから、ほんとに人間が政治に任せとって、なかなか私たちの生活にこたえてく

れない。そして、苦しいときにぽんと宗教が出てきて、宗教的知識——知識教育と言いましたけども、そういうことでわらにもすすがる思いで宗教に傾斜していくと。

これは、ある意味で危険なかかわり方ですわね、そういう一番弱いときにやられるわけですから。そういう点では、もちろん教団じゃないですから宗派教育はする必要ないんですが、やっぱり宗教と言う言葉があれですが、豊かさとは何かとか、幸福とは何かとか、人間が本当に大事にしないといけないものは何かというような教育は、ほんとに積極的にやらないといけないというのは、僕はオウム事件の1つの私たち政治の場にある人間、行政の場にある人間の心して教訓としなければならないことじゃないかなと思うんですが、教育長、かなり突っ込んだ御答弁をいただいたんですが、教育行政がここにもあるように行政の中の一部に教育機関があっちはいかなから、教育委員会というのは独立してますわな。政治とは一線を画してな、離れてないかんわけでしょう。文部省というのは、内閣の中にあるのもある意味で問題なんですね。言われてますね、いろいろ。

そういう点では、あなたに豊かさとは何か答えてもろたってしようがないんで、そういうようなことをもっと中立な場で、市民も入った中で、そういう議論をしたものを子供の中に与えるんじゃないしに、そういうお話し合いをできるような、そういう時間をつくっていくべきじゃないかなと。価値観ですから、押しつけるわけにはいかない。しかし、人間とは何やるかというテーマについてお話し合いをするとか、そういう一方的に先生が知識をおろしていくという教育のあり方じゃなしに、子供は子供なりに議論をする、お話し合いをする、そしてみんなで一人一人が納得していくような教育の形態を考えていく必要があるんじゃないかなと、そう思うのですが、教育長、それが泉南市の教育行政の中にどれくらい生かせるんか、ちょっと疑問ですけども、大変重要な問題ですね。

その点で何か私見があり、私の問題提起に対して何かお考えいただくようなことがあれば、何か1つアクションを起こしていただきたいと思うんですが、どうですか。

議長（島原正嗣君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） ただいま、豊かさあるいは価値観の問題、あるいは教育の方法等で何か欠けてるもんがあるんじゃないかと。いわゆる心の教

育とよく言われるわけですが、その辺のところでは我々も非常に強く感じてるところであります。過去50年間の教育の流れというのは、やはり一方では豊かさを求めてきたという現実はあると思います。

そのために、知識教育というのが中心になってきたと思いますので、その中で特に、これは私見になるかも知れませんが、学校教育のあり方の中で、一方的な教師の画一的な教育でなくて、最近特に中学校あるいは高等学校に提案されてきたものでありましたけれども、小学校でも取り上げておりますのは、子供たちがそれぞれ考え方を、先生からの一方的な押しつけの教育じゃなくて、子供たちからそういった学習をさせる、あるいは考えを述べさせるような学習の形態、例えばこれをディベート学習——D、E、Bですけれども、ディベート学習というのがありますが、1つの問題につきまして相対立する意見を出しまして、それに対して賛成する者——ちょっと例が違うかも知れませんが、大変時間が長くなって恐縮ですけれども、例えば輸送という問題の中で、空の輸送と船による輸送とどちらの方がどういうあれを持っているかというふうなことで、別々の集団でお互いに討論をさせる。それは自分の価値観とか、あるいは考え方、あるいはまた知っている知識とかいうことでなしにお互いに討論し合う、そういった教育が最近あらわれつつあります。

例えば、せんだって新家東小学校で、文部省指定を受けましたので、それに対する生活科の研究授業をやったわけですが、その中でもこういった学習の方法が取り上げられておりました。そういったことの中で、私たちとしては、やはり今欠けている、議員が今指摘されておりました部分の、いわゆる豊かさというものの本質は何であるのかということでは、単に物の豊かさだけ求めるんでなくて、心の豊かさを求めていくという方向も満たしていきたい。それには、子供たち自身が考えていくということも大変必要であろうというふうに考えるところでございます。

答弁になったかどうか分かりませんが、以上でございます。

〔小山広明君「議長、何時までですか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 5分までです。小山君。

8番（小山広明君） 算数とか理科とか、厳密に言えば違うんでしょうけども、答えが1つというのは教えやすいですわな、3足す4は7というのはな。7以外ないわけですから。しかし、それも数学的に言うと何かあいま

いらしいんですけどね。だから、そういうあいまいな——あいまいと言ったらおかしいですが、価値観が1つに絞れないような教育については、その教育全体をここで議論するのちょっとふさわしくないかもわかりませんが、やっぱり心の問題とか豊かさなんて一人一人違うわけですから、豊さのあれが。答えは出ないわけですから、そういう点では、戦後50年たって教育のあり方も義務教育とかそういうことだけで子供を育てることはできない。

そうなってくると、週休2日制とかいう形で学校も休みになってくれば、そういうあいた時間がそういうものに使われるような、泉南市方式みたいなことを出して、もうちょっとそういう部分、1足す2は3という教育ではなしに、何か豊かさとか幸せとか、しんどいというのはどういうことやとかいうことを、そういう場で押しつける形じゃなしに泉南市でできたらなど。

そういう意味で、公民館とか空き教室とかいろんな施設を使って、おじいちゃんもおばあちゃんもみんなが入って、子供らと一緒に考えていくような、そういうことを考えていただいたらなあと思いますので、その辺意見にしときますがね。ほんとにオウム事件をただ取り締まるというだけで対応はできないわけですから、ほんとに子供たちの求めることについて、私たちの社会が答えを持ってないわけですから、そういう点ではこの議論だけで終わらずに、ひとつ真剣にお考えをいただきたいと、そのように思いまして質問を終わります。

議長（島原正嗣君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明20日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明20日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後5時1分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会副議長 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 重 里 勉

大阪府泉南市議会議員 市 道 貞 二